
令和3年 第4回（定例）南部町議会会議録（第2日）

令和3年6月14日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和3年6月14日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤原 宰君 書記 亀尾 真哉君

書記 桑 名 俊 成君
書記 石 谷 麻衣子君
書記 杉 谷 元 宏君
書記 赤 井 沙 樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	芝 田 卓 巳君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	渡 邊 悦 朗君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	岡 田 光 政君	監査委員	仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、加藤学君、3 番、荊尾芳之君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第 3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、7 番、白川立真君の質問を許します。

7 番、白川立真君。

○議員（7 番 白川 立真君） おはようございます。それでは、壇上より質問をさせていただきます。子供たちに対する生きる力の醸成をどのように考えているのかを教育委員会に伺ってまいります。

私たちが生きる 21 世紀の社会変化はあまりにも急速で、数十年後を正確に見通すことは困難であります。さらに、東日本大震災によって、人間と自然との関わり合い方、文明発展の在り方が根本から問われる時代になりました。そのような時代を生きる子供たちは何をどのように学んでいけばよいのでしょうか。

もう少し付け加えます。これまでの教育を振り返ったとき、受験戦争というキーワードが思い出されます。日本社会そのものが競争社会と呼ばれ、あなたは 24 時間戦えますかという言葉が社会現象となったほどであります。しかし、詰め込み教育によって社会へ送り出された子供たちを待っていたものは何だったのでしょうか。やがて学校教育はターニングポイントを迎えます。詰め込み教育から、考える力を養う教育へ姿を変えていきます。子供たちが自主的に学習する機会を設けたゆとり教育は、心を養う、自立心を養う、社会性を養うなど、新たなテーマが盛り込まれました。しかし、その一方で、ゆとり教育としたことで子供たちの学力低下が指摘されるようになります。2011 年、今度は脱ゆとりという言葉が生まれます。日本教育を見直すには、ゆとり教育で得られたメリットを生かしつつも、ゆとり教育でもない詰め込み教育でもない、新しい教育の在り方を探し当てるニーズが求められています。この 2000 年の間、社会環境は大きく変化しましたが、人間そのものの本質は何も変わっておりません。文科省が求める生きる力は子供たちへどう影響するのでしょうか。

そこで、2 点伺います。1 つ、未来予測が困難な時代の中で、社会変化の影響を受けている子供たちの学びは何を求め、何を期待しているのか伺います。2 つ、まち未来科は新たな学びとして定着しています。これまでの成果と今後の課題を伺います。

以上、壇上より 2 点伺いますので、御答弁よろしく願いをいたします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） おはようございます。白川議員からの本町の教育方針について御質問いただきました。

まず、本町は、ふるさとを愛し、志高く、南部町から未来を切り開く人づくり、自立、共生、参画を教育理念とし、生きる力を未来を生き抜く力と捉え、その育成を目指して教育活動に邁進しております。未来を生き抜く力とは、議員も御承知のとおり、ふるさと愛着力、将来設計力、社会参画力、人間関係調整力の4つであります。子供たちにこの未来を生き抜く力を醸成していくことが南部町教育の根幹であることを踏まえ、予測困難な時代の中で子供たちの学びに何を求め、何を期待しているのかという御質問にお答えしてまいります。

昨今、目まぐるしい社会変化とともに、学校や子供たちを取り巻く教育環境は多様化、複雑化しています。予測困難な時代を見据えるからこそ、学びを通じて子供たちが未来を生き抜く力を身につけることを求めています。この未来を生き抜く力を育むのに欠かせないのが、まち未来科での学びです。まち未来科には、南部町でしか学べない、南部町だからこそできる地域の皆様との協働による学びがあります。この学びの基盤、支えとなっているのは、町立学校全てに導入したコミュニティ・スクール制度です。地域の皆様が日常的に教育活動に関わっていただき、子供たちの学びをより豊かにするためには、なくてはならない存在となっています。まち未来科に代表される、地域とつながった、地域に開かれた教育活動により、子供たちが地域の人、物、事に主体的に関わって学ぶ姿を引き出し、先ほどの未来を生き抜くための4つの力が育成されていくことを期待しているところです。

次に、新たな学びとして定着しているまち未来科の成果と課題についてお答えしてまいります。まち未来科は試行期間を含めて6年目を迎えております。まず、その成果の1つ目は、未来を生き抜く力を育むためのカリキュラム、まち未来科が定まり、議員の御質問にもあったように新たな学びとして定着したことにより、子供たち誰もが安心、安定して学びを継続しているということです。これまでもふるさとを学ぶ機会は様々ありましたが、各学校の考えや教員に任されていたように思います。しかし、系統的な学びとして教育活動の中に明確に位置づけたことにより、教員が異動しても、誰が指導しても、本町ではまち未来科の学びは止まることなく積み重ねられています。例えば、ホタルを題材にした学習では、ホタルは有名だから守るのではなく、ホタルが生息できる環境を守るのだという意識を高め、南部町の豊かな自然を未来に残していきたいと考えるようになりました。このように、子供たちの心に届く、心を揺さぶる体験的な関わりが系統的な学びの中で繰り返され、未来を生き抜く力を着実に育んでいるということが成果と言えます。

成果の2つ目は、復活した高校生サークル及び新青年団の活動が充実してきたことです。まち未来科の学びは中学校を卒業しても続き、高校生や青年は4つの力を発揮しながら、その力をより確かなものにしていっているように思います。10年後、20年後の幸せな人生、豊かなふるさと南部町を目指して、自分づくりと仲間づくりを意識して活動する高校生や青年の姿に出会うたび、まち未来科での目標とした4つの力が根づいてきたと実感しております。

一方で、幾つかの課題も明らかになってまいりました。まず、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの体験や様々な人との出会いが制限されました。まち未来科は学校の先生だけでできる学びではないため、その影響は大変大きなものでした。学校へ来校いただくことや、子供たちが出かけることも制限された中で、今後はリモートなど、GIGAスクールによって整備したタブレット端末を利用することも必要になります。

次に、まち未来科の学びに当たっては事前に十分な議論や打合せが必要なのですが、例年どおりとして進めた場合など、その年の子供たちに応じた学びとならなかったり、地域の方々の思いと学校の狙いがずれてしまったりして、深まりに欠く学びとなったこともありました。

また、まち未来科の学習で自分たちの思いを引き継いでくれる人材を育てていく必要があると話された地域の方がありました。まち未来科の学びを一層確かなものとするため、学習内容を地域とつなぎ、学校と地域が相互に補い合いながら実践していきたいと考えております。

まち未来科をはじめとする様々な学びの場面で、未来を生き抜く力の育成を地域、家庭、学校が一丸となって担っていくことが、変化の激しい社会に生き抜く力を育むことにつながると考えております。それには地域、家庭、学校の協働体制への信頼がベースとなります。議員各位をはじめ、地域の皆様、保護者の方々には、今後も御理解、御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 白川立真君の再質問を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの成果と課題のところで、高校生サークルのお話が出たと思います。今年の春頃でしたでしょうか、高校生が卒業をして、これから都会へ進学をしていくという学生さんが1人、私の近くを散歩していて、白川さん、私はこれから関西のほうに行きます。そこの大学で南部町が今抱えている課題を中心に勉強をして、この町に必ず帰ってきて政治に生かしますとはっきり私に言って、この町を旅立っていった若者がいます。間違いなく高校生サークル、青年団は育ってきたという実感があります。

さて、今日は生きる力ということで質問をさせていただいておりますが、このテーマは間違いなく教育委員会さんにはホームであって、私にとってはアウエーですけども、厳しい向かい風の中、頑張っていきたいと思います。

さて、こうやって見渡してみると、新たな学校課長がそこに座っておられます。恐らく今回が初めてのことでないかと。まずちょっと抱負を伺っていきたいと思います。前の課長さんにも聞いたような気がしますけど、特に社会がこれだけ激動し、そして学校現場も、学校教育というのもこれだけ変化の中にあって、その中で新しい水嶋課長が学校教育のツートップとして大任を任されたわけでございます。その中で水嶋イズムとはそもそも何なのか、チャレンジしたいことは何なのか、そういうような抱負をまず伺ってみたいと思います。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。総務・学校教育課長を拝命いたしまして3年目となりました。今、学校教育に関わって重点と考えていることを3点ほどお伝えできたらと考えております。

1つ目は、新学習指導要領にも示されました社会に開かれた教育課程の実現です。コミュニティ・スクールを基盤に、そして、まち未来科を中心に、社会に開かれた教育課程の実現について推進してまいりたいと考えております。

それから2つ目は、不登校とか、集団不適應であるとか、それから発達上の様々な課題、そういった特別な支援を要する子供たちの指導、支援について充実をさせていきたいと考えております。力を引き出してそれぞれの自立に向けてチームで取り組めるような、そういう体制を整えて推進してまいりたいと考えております。

それから3つ目は、やはりGIGAスクール構想についてです。昨年度末で1人1台端末、それから高速ネットワーク整備していただきました。ICTを使いながら、子供たちには主体的に学びに向かう力を育みたい、そして新たな価値や知識との出会いを喜ぶ、そんな子供たちを育てていきたいというふうに考えているところです。

学校教育の使命は学力と社会性を育むことと考えております。それが果たせるように、教育行政としてもしっかり環境を整えて、子供たちが健やかに育つふうにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 先ほどの学校課長の抱負の中に、社会とつながるという言葉が出てきました。この辺を中心に後々伺ってみたいと思いますが、まず最初に、学校指導要領が近年

改訂をされました。その中で従来と違うようなことがあれば、例えばさっき、社会とつながるということを言われましたが、そういうようなことも今回は入ったのかというようなことをちょっと教えていただきたい。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。まず、生きる力につきましては、平成10年の改訂から理念として示されておりまして、今回の改訂についてもその理念はそのまま引き継いでおります。その生きる力を育む上で、地域社会と一緒にあって総ぐるみで子供たちを育むことが大事だということが新たに示されておりまして、それが社会に開かれた教育課程につながるというふうに捉えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） では、ちょっと質問を変えてみましょうか。先ほどの壇上で、教育長が学びという言葉を使われました。我々は学校で教えられた教えという言葉はなじみがあるんですが、近年、学びという言葉が使われますよね。教えと学びの違いってそもそも何なのか。分かりますか、いけますか。

じゃあ、先に、ごめんなさい、僕の考え方から先に言いましょうか。例えば教育長が先生で私が生徒だとしましょう、ここは一つの教室です。先生がいろんな体験をされて、自分で体得したもの、これは学びになるでしょう。それを私に教えていただいた瞬間に私にとっては教えである。でも、まだ私の血肉にはなってないですよ、学校で教えてもらったことであって。それが私自身がいろんなところで試してみて、チャレンジしてみて、血と肉となって、体現して、血肉にしたものが、これが学びだというふうに私はまず考えています。教育長はまた違うかもしれませんが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。学びと教え、議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。学びっていうのは、やっぱり主体、自分が何をしたいのか、自分が、例えば知識であったり、いろんなものを求める、求めていくのが学びであろうと。教えるっていうことは、これまでそれこそ先人が培ってきたいろんなものを、英知を次の世代に残していくために、今までこういうことが分かってきたよっていうことを伝えていくのが教えではないのかな、それは生きる道も同じだろうというふうに思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 今日、少し調子も悪いので哲学的なことを言ってしまうかもしれませんが。

では、先ほど課長がおっしゃった社会とのつながり、改訂された学習指導要領が求めているのは恐らくここでしょう。ここで、じゃあ、質問していきたいと思いますが、社会とのつながりといっても、いつだか頂いたまち未来科の資料に、南部町の今という言葉があった。今というのは本当に時系列的に今だけなのか、過去も見て、振り返って昔と今を比べてみたりするのも、それはこの今に入るのか、ちょっとその辺を聞いてみたいです。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。まち未来科の目標のところに、議員おっしゃられるように、南部町の今に学び、そして未来をつくっていくっていうような文言があると思います。その今については、2つ意図を込めております。まず1つ目は、今少しお話をしてくださったように、これまでの歴史も含めての今ということです。それともう1点は、子供たちの発達段階からいまして、体験的に学ぶということが大事になってきます。そうすると、それを今に学ぶというふうに捉えて記載いたしました。地域の人、物、事に体験的に今学び、その中で、これまでの歴史もお話を伺ったりしながら学んでいく、そのように考えているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 今日はアウエーということもありますから、私も文科省が推奨している主体的で対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングで質問してまいります。まず、文科省が推奨してるんでしょう、子供たちにアクティブ・ラーニング、アクティブ・ラーニングと。私も今日は純粋無垢の少年に戻ったつもりで両先生に伺っていきます。

では、先ほど一昔のお話をちょっとしましたが、一昔、いわゆる子供たちが習う教科書を1つ出しましょうか、教科書を片手に持ちながら、子供たちにもう一つ学んでほしいことが実はあるんです。教科書では時系列で縄文時代、弥生時代、そして昭和、そして今があるんですけども、この流れと同じ、この流れと並行して、私たちのこの町はどうだったのかということも僕は学びの一つになると思いますし、いろんなものが変わっていく、それは変わっていった背景というものも気づくかもしれない。そういう教科書を見ながら、片方、教科書を見ながら、あの時代自分の町ではどんなことが起こっていたのか、どうだったんだろうかというような学び方もいい学びではないかなと思います。これは当然、学校の教室の中にはできません。やっぱり外に出て、おじいさん、おばあさん、地域の方にいろいろ聞きながらやるということになろうかと思います。

けども、いかなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。議員おっしゃるとおり、学びは決して教室の中にとどまってできるものではございません。確かに、例えば歴史の教科書、今、歴史のお話をされましたので、社会の歴史でいえば、それぞれの学年に応じて何回か同じようなことを学びます。最初は簡単なものから、少し、なぜそういうことが起きたのか、それによって何が起きたのかっていうことを年代で学んでいきます。その中で、じゃあ、それは日本のどこかの話なのか、いやいやそうじゃなくて南部町のここでどうなのか、例えば古墳があること一つ取っても、古墳時代っていう学びだけではなくて、南部町にどういうふうにしたのかというようなことも学びが深まる、それはいろんな方の話を聞いたり、地域に出ていって分かることだというふうに認識してございます。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 教育長が古墳時代のお話を少しされましたので、ちょっとそこに僕も引っかけて伺ってみたいと思いますよ。3世紀というと、子供たちも邪馬台国の卑弥呼とかいうものが教科書に出てきたりするわけです。当時の日本というのは文字はありませんので、当時この町がどうだったか、何も記したものが無い。隣の国の魏の国の国書を見なきゃいけません。そこに日本のことがちょろちょろちょろっと書いてあります。東夷伝というところで、人は魏志倭人伝と言ったりしますけども、あれにこう書いてあるんですよ。中国の使者が、魏の使者が、日本列島が近づいてくると、私なりの解釈ですよ、全身入れ墨を入れた真っ黒けっけの人たちが海岸に出てきたんだと。そしてさらに近づくと、びっくりして海へ飛び込む者、山の奥へ逃げ込む者、あまたいた。そして、その使者はどんどんどんどんこの日本列島、陸行何日、水行何日といって奥へ奥へ入っていくと、国らしいものがあつた。さらに行くと、もっとその国々を集めた、どういったらいいんでしょうかね、まとめた、発達した国があつた。これこそ邪馬台国。そのこの王様は女王卑弥呼であるというようなお話を学校でも習いますね。そして、魏の王様は卑弥呼に金印と三角縁神獣鏡を授けますと書いてあります。王から王への贈物なんでしょうね。教育長、ちょっとあの辺を見ていただきたい、あの山の中をね。昭和27年、あの山の中から、誰かが掘ってたら、1つの円板が出てくる。これは何だと思いますか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 私、それほど詳しくはございませんが、三角縁神獣鏡ではないかというふうに思うところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 7 番、白川立真君。

○議員（7 番 白川 立真君） 詳しくないとおっしゃる割には、もう的確に当てられております。

三角縁神獣鏡、先ほども言いました。国王から国王へ伝えるようなものがなぜこの町から出るのか。そして、そのすぐ隣には山陰最大級の前方後円墳があったりする。前方後円墳を見てもらったら分かりますけど、10人や20人でできるものじゃありません。何万、何十万の人手が要るんですよ。ここに住んでいたかもしれない、それだけの。それだけの、あの時代ですよ、1,400年、500年前、そういったものが、もしかしたら、大国家とは言いませんが、あったのかもしれない。でも、私たちはふだん何にも気にせずに通勤、通学してます、山を見ながら。こういったところにも地域に学ぶ1つのテーマになるんじゃないか。1個だけ探ってみてもこれだけ面白いものが何ぼでもあるんですよ、いかがなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。おっしゃるとおり、例えば1つのテーマで掘り進めていくような探求型の学習をするときに、まさにここに出た1つの三角縁神獣鏡から思いをはせて、この土地がどうだったのか、その時代の日本がどうだったのかというようなことを考えることはとてもすばらしい学びではないかというふうに思います。ただし、一方で、全ての児童生徒が全てにわたってやっていくととても時間が足りませんので、その辺りが様々な選択的な部分で、例えばそういうことをやりたい子供たちはそういうことをやっていく。でも、一方で自然に向きたい子は自然をやっていく。例えば英語の会話をやりたい子はやっていく。そういう多様な学びっていうのがこれからは必要で、義務教育課程においてはそのベースとなる基本的なことを押さえていくということではないかというふうに思うところでございます。

○議長（景山 浩君） 7 番、白川立真君。

○議員（7 番 白川 立真君） 教育長、今日はアクティブ・ラーニングで、深い学びで聞いておりますので、1つのものからいろんなものが見えてくる、それを発見、気づくというのが、そこが学びなんではないかと思います。先ほど古墳時代とか弥生時代の話をちょっと触れましたけども、子供たちはどう習うんでしょうか、大陸から米の稲作技術がやってきたと習うんでしょうか、そんな感じに習うのかな、弥生時代というのは。でも、それだけじゃ実はないんですよ。皆さんがふだん食べている野菜は、多くが海の向こうから一緒にやってきたわけです。でも、野菜だけでなく、まだいろんなものがやってくる。米だけを取ってみれば、これちょっと学校課長に聞いてみまじょうか。お米が、学校で子供たち習いますね、米の文化が入ってくるでしょ、大陸から。それと同時に、米を守るためのある生き物もやってくるんです。御存じですか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。ちょっと勉強不足で少し分からないところがありますので、教えていただけたらと思います。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） その生き物は、細田議員の家から私の家に来た猫なんです。備蓄した米をネズミが食いますでしょ。人間が食べる米や野菜は食べずにネズミだけを食べてくれる生き物、これが遠くはペルシャのほうからこうずっと来るんですが、お米と一緒にやってくる。実はペットの文化っていうのも一緒にやってくるっていうのも、そんなことも知るだけでも、僕は深い学びになろうかと思います。じゃあ、この話はこの辺にしとしまししょうか、次の話題もあるんで。

もう一つは、もうちょっと今度は近代に戻っていただいて、よく町長が法勝寺電車を造った人を、に関わった人を南部スピリッツと、南部魂とおっしゃいます。法勝寺電車の生まれ、どのような背景で生まれたのか。このような、近代の話ですが、参考書がいっぱいありますが。こういう法勝寺電車のことを中心にしていろんなことも学べます。例えば、大正時代でしたっけ、あの電車ができたのは。大正時代から昭和40年代にかけてあの電車は走っていた。あの電車の車窓から何が見えてきたのか、何が見えていたのか。この40年間どうこの町が移っていったのか。それは今70代の方とか80代の方とか、写真集とか、いろいろ人、または写真集とか見たら、あれっと思う、なぜと思うものが実はたくさん出てくると思います。

例えば、私、写真集をよく見るんですけども、かやぶき屋根の村の中を法勝寺電車が走ってる。牛が田んぼを耕してる。軽トラらしきものがあっただけ、タイヤが3つしかない。そのような中を、1つの近代的なビルディングが建ってるんですよ、真っ白の、村の中を。西伯病院ですね、たしか。なぜ、日本のおうちって大体木で造るんですけども、昔から、学校でもそうですけど。なぜ、鉄筋コンクリートのものがいきなりその村に出現したのか。大国だったかな。これは、法勝寺電車が生まれた大正時代は関東大震災がありましたよね。多くの家が倒れ燃えた。日本の家は焼けやすかったんです。そこで、公共的なものから鉄筋コンクリートにしようという発想が生まれてくるわけです。法勝寺電車の車窓から実はいろんなものが、時代を見れる。ただぼうっと見とったら分からないんですよ。なぜ、なぜ、なぜ、アクティブ・ラーニング。今日はアクティブ・ラーニングですから。そういういろんな見方もできるし、白物家電なんかどうでしたか。洗濯機、昔は板でこう、こすってたじゃないですか。今はボタン一つ。白物家電はどんどん変わっていきました。その背景は何だと思いますか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。白物家電の変遷の背景は、それは人が便利さを求めているということではないかなと。あとは、様々効率化を社会として図っていきたいと、生産性を高める。言われるように、洗濯板でゴシゴシやっていたら本当に大変な時代だったろうと思います。それが、人が求めることによって冷たい水に手をつけなくてもよいとか、家の中で洗濯できるとか、様々こういう生活は便利になってきた。今ではスマホでもコントロールできる。でも逆にそれで失ったものもあるっていうのが、背景としては考えるものではないかなというふうに思うところでございます。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 教育長が今大変いいキーワードをおっしゃいました、失ったものがあると。これまた後で伺いたいと思いますけども。

私が思いますに、先ほど法勝寺電車が43年間、この町を何を見たのかというところでいきますと、大正時代というのは大正モダニズムとかなんとかいうみたいに、西洋の文化がたくさん入ってくるわけです。その中で、お母さんがお勤めに行き出した。いわゆる女性の社会進出というものが大きく変わっていくわけです。農業をしていたお母さんがお勤めに行く。そうすると家事の時間を減らさなきゃいけないというのが女性のニーズだった。そこで白物家電は大きく変わるわけです。そういうことだと思いますよ。

もう一つ、せっかくそういうことまで言ったんで、そうやって姿を変えていったものもあるし、大正から今日まで100年間姿を変えていったものがあまたあるし、中には変えないものもある。こういうのも子供たちの調べ学習で発見していただけたらいいなと思うんですが。100年間変わらないものというのは、子供たちが身につけている、中学生が身につけているものです。これはお分かりですか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。ヒントをいただきましたので、多分、制服のことを言っておいでなのかなというふうに思いますが、今ちょうどいろんな形で変わってきておりますが、制服というものが当時生まれたのではないのかなというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） ありがとうございます。まさにその制服ですね。先ほども言いました大正時代というのは、物すごい有形無形、いろんなものが海外、特にヨーロッパから入ってきて、当時の日本というのは子供たちが学校で習う日英同盟というのを結んでた。だから、イ

ギリスから特に入ってくるわけですね。実は今の中学生さんが着ている服はイギリス海軍の制服です。なぜ今まで使われてるかという、動きやすい、破れにくい、強いですね。そういうようなこともあって、そういうのが今でも子供たちが着ている。ちなみに女子のこの部分が取れますよね、この三角形っていうのかな、これは当時のイギリスの水兵さんが海に落ちたときに服を脱ぎやすくするように、ぱっぱっぱと取ってという意味合いがあるんです、どうでもいい話なんですけど。今日まで100年、姿を変えずに子供たちが着ているというのも、また大正時代から学ぶようなもの、大正時代はいろんなものがありまして、そういうことも学べたらいいなと思いますし、もう一つ、今度は、先ほどお母さん方が社会進出したことによっていろんなものが変わっていった。その中で、学校のとあるものも変わっていったように私は思います。1950何年だったか忘れました。ふだんはお弁当を持っていったのに、いかなくてもいいような、何かそういうようなことになってきたんじゃないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。それは給食の実施開始と思いますが、いかがでしょうか。

○議員（7番 白川 立真君） まさしくそのとおりでございます。こうやって、昔比べといいましょうか、昔調べといいましょうか、時代時代を見ていくといろんなものが分かる。米と猫の話は置いて、近代だけでも気づきが私はいっぱいあると思います。ぜひ、そういうような昔調べというのか、昔との比べというのか、そういったものも生かして、横へ横へ、深く深く、1つのことから、法勝寺電車からいろんなものを調べていってほしいと思います。

一方で、先ほど、危ないところでした、失ったものの話ですが、あの頃、法勝寺電車の話にもう1回戻しますが、私、実は乗ったことがない。生まれたときにはもうなかったからです。ですが、私のおやじの話を聞きますと大変エピソードが、ユニークなエピソードがいっぱいあって忘れられないと言います。朝、たくさん乗ったときは何かどっかで押したとか、男の子が列車を押しただとか、レールに砂をまいた。何でまいたか僕はよう分からないんですよ。とにかく押したりして、町民総出というか市民総出で電車を走らせたといういろんなエピソードがあって、男の子は押す、女の子は応援。商売に行くおばあちゃんが風呂敷にいろんなものを入れて電車に乗るんですけどね、そのおばあちゃんの荷物の上げ下ろし、時には切符切りだか何だかも手伝ったとか言っていましたし、いわゆる今じゃ考えられませんが、あっ、電車の中の光景でこんなことも言っていました。赤ちゃんを抱いてるお母さんがいて、おっばいが出なかったみたいで、同じ電車に乗ってる別のお母さん、おっばいの出るお母さんのお乳ももらったりしてる。今の私の子供が

聞いたらびっくりしますよ。でも、確かに貧しくはあった、あの時代は貧しくはあったがゆえに助け合いというものが醸成された時代でもあった。我々は何を失ったんでしょう。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。様々先ほどから法勝寺電車の話、車内での風景、様々なところで貧しさゆえという話もありました。総じて今この時代と比較しますと、大きく違うのは人との関わりではないのかなと。人を思いやる心であったり、それが今ないというわけではございませんが、そういうのを発揮する、見る機会というものが減った。人は同じだろうと、同じように思いやりもありますし、人を思う心であふれていますが、しかしそれが今、車社会になったり、1人ずつになったりいうふうになっております。まさに議員がおっしゃるそういう部分を今回、キナルなんぶで法勝寺電車の車窓からの風景も少し見える、たくさんの資料もあります。そんなことをまさに子供たちがまち未来科の中で学んでいくっていうことを求めておいでの御質問ではないかなというふうに思いました。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 私の心中を察していただきまして、ありがとうございます。

では、最後にもう一つテーマがあります。これも教育長、課長に伺ってみたい。一人の少女のスピーチなんです。国連で、ストックホルムだったか、一人の少女がスピーチしたんです。多くの人たちが苦しんでいます。全ての生態系が破壊されています。それなのにあなたたちが話しているのは、お金のことと経済発展がいつまでも続くというおとぎ話ばかり。地球温暖化問題を私たちや未来と子供たちに任せっきり。私たちは結果とともに生きなければならない。私はあなたたちを許さない。ぐさっときました。これはグレタ・トゥーンベリさんという少女が国連で語ったスピーチなんですけども、あのときの政治家だけじゃなくて、我々大人に対しての強烈なメッセージだったと思います。

今度はちょっと今我々が抱えている、例えば、いろんな諸問題ありますよ、少子化とか温暖化による様々な災害、食料の問題、様々なものがある。そういったものも少し子供たちが触れてみる。例えば、こういうことにしましょう。南部町では温暖化によって何か悪影響が出ているのか。こういったことも少し調べて、調べ学習でやってみるのはどうか。南部町で影響が出ているものって分かりますか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。当時の国連での会議での、私も鮮明に覚えております。まさにSDGsが求めているものをそのまま言っている、まさにそれは社会全体が考え

ないといけないという発言だったように思っております。

南部町、まさにそういうのはそのエリアでの影響ではなくて、地球規模での影響ではないのかなど。ここが水が多いとかなんとかいう局所的なこともあると思いますが、全体で地球規模で様々な環境破壊であったり、そういうことから温暖化の影響等々が出ているということで、ここ南部町だけについていうものがちょっとあるかどうかは、私はちょっと定かでございません。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 南部町だけに起こっているということじゃなくて、もちろん地球規模で起こってますが、南部町を切り取って見たときにどんなのが見えますかという話だったんですが。

例えば、水嶋課長、おうちから職場まで田園の中を突っ切って来られますよね、走って来られますよね。何が見えますか、景色としては。あんまりこっちのほうまで来られないので、田んぼが見えますね、田んぼが。お米食べますよね。私と課長が多分同世代だとするならば、40年前に食べていた米は今もうお店にはないんですよ。温暖化で、いわゆるうまみというものが落ちましたので、今、鶏さんや豚さんが食べてます。今、鳥取県の農業試験場で温暖化と闘っているのは品種改良です。ひとめぼれとか、今は星空舞ですか。どんどんどんどん、もう競争なんですよ。温度が上がってもうまみを出すようなお米との闘い。さらに田植の時期が全然ずれたと思いませんか、そんなの気づきませんでしたか。お米だって影響受けてるんです。南部町の特産は梨、柿ですよ、暖かくなって、訳の分からんときに花が咲いちゃってるんですよ。芽がつく、そこに霜がついて全滅ですよ。最近、真夜中に梨畑、柿畑で、柿畑が特に、火を燃やすんですね、そんな景色を僕は最近見ますけど、実は南部町の特産にも大きく影響を与える。これ以上温度が上がれば、梨は、専門用語でいうとロゼットというんですけども、休眠打破というのがなくて花を咲かせなくなってしまう。つまり、もう実は食べることができないということ、植物が花を咲かせないということはそういうことなんです。台湾は暖かくて、自分とこでは花を咲かすことができませんから、南部町の梨の枝を輸出してるんです。そしてもらった台湾は自分とこの木にくっつける、接ぎ木をしてくっつけてそこに実をならせるんです。今輸出している我々日本もいずれは台湾のようになってしまうかもしれない、何にもできなくなるかもしれない。こういうことを子供たちも少し近所の農家のおじさんたちに聞いて、あっ、この町でもこんなことが起こってるんだなというのに触れてみるというのもいい学びだと思うんですよ、どうでしょう。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。ありがとうございます。まさにそういう学びっていうのは、教科書に書いてある、日本のこここで温暖化で作物が取れなくなりましたとか、こういうふうになりましたではなくて、それも大事ですが、じゃあ、自分が住んでいる南部町はどうだろうかと見たときに、まさに言われたように、柿がこういうふうになったとか、こうであるというようなことは、まさに子供たちにとって教科書で学んでいることが実体験として得られる貴重なそういう学びの機会、そういうやり方、それがまさに議員がずっとおっしゃっておられます主体的、対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングと言われる、まさに正解だけをただ教科書に書いてあることを覚えるというようなことではなくて、なぜそれが起こっているのかというのを自らの立場で考えるという、一つの題材としては大変貴重なものであるというふうに認識しています。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 今日は調子悪いのでアクティブ・ラーニングで質問をさせていただきましたけども、子供たちが深い学びというものを求めたときに、実は灯台下暗し、この町にその題材や参考書は山ほど眠っているということを今日はお伝えをして、これがいつか子供たちの学びの場で生かされることを願って、一般質問を終わりたいと思います。

最後、教育長、何かありましたらお願いします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。今日は一般質問という中で様々な御提言もいただきました。まさに子供たちにとって、地域で学ぶ、地域を学ぶ、実際に çık かけていって、そういう方のお話を聞いたり、法勝寺電車の話もございました。まち未来科の中でも学年に応じて学びます。いろんな形で農作物についても学びます。古墳についても学びます。様々なことを本当に自分のものとして考えるということを考えますと、地域で、やっぱり南部町でどうなのか。地球でもそうなんだけど、じゃあ、南部町で、隣のうちでどうなんだ、隣の畑でどうなのだっていうことを一緒に学んでいくことは、確かに間違いなく子供たちの学びが深いものになっていくというふうに思いますので、それはなかなか学校の教員だけができるものではございませんので、ぜひ地域の皆様のお力をお借りしてコミュニティ・スクールを基盤とする中で、学びを深めてまいりたいというふうに思うところでございます。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、7番、白川立真君の質問を終わります。

.....

○議長（景山 浩君） 続いて、8番、三鴨義文君の質問を許します。

8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） 8 番、三鴨義文でございます。マスク取っていいですね。

休憩を挟んでいただけると思ってちょっと油断しておりましたけれども、続けていかせていただきます。

通告しておりました 2 点について質問いたします。まず 1 点目は、空き家対策についてです。町内集落の空き家は年々増加してきています。今まで何度か空き家調査も実施され、その活用については、なんぶ里山デザイン機構が移住希望者とのコーディネートを積極的にされてきているものと理解しています。しかしながら、現状は宅地の維持管理もされないまま、庭木や雑草が生い茂り、隣地や道路にまで侵略しているものも見受けられます。こうした放置された宅地や空き地の対処の仕方について、町はどのような立場で地域の景観保全に関与されるのか伺います。

現在把握されている空き家の件数と、そのうち貸手と合意がされている貸付けが可能な件数、実際に貸家として稼働している件数は何件あるのでしょうか。2、借家住宅での移住希望者はどれくらいあるのでしょうか。3、住宅のリフォーム後の入居待ちの空き家の維持管理は誰がどのようにされるのでしょうか。4、草木が繁茂し、荒れ放題となっている空き地は野生動物のすみかとなっています。野生動物の駆除はどこがすることとなるのでしょうか。南部町空き家等の適正管理に関する条例というのがあります。これによる調査状況と指導等の進捗、対処された実績はどのようなになっているのかお伺いします。

次に 2 点目ですが、ふれあいバスについてです。令和 3 年度から、ふれあいバスの運行形態が変更になり、定時定路線運行と予約運行に区分されました。現状と利用者の反応を伺います。1、まだ変更されてから間がないわけですが、利用状況はどう変わってきたのでしょうか。2、利用者の意見や要望などの把握と改善点など検討はされていますか。3、今後の考えを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく答弁お願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、三鴨議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、現在把握している空き家の件数と、そのうち貸手と合意されている貸付可能な件数、実際に貸家として稼働している件数は何件あるのかについてお答えをしていきます。

現在把握している空き家の件数等については、平成 28 年 3 月に町内全域を対象として実態調査を行い、178 件あることが判明しました。この数についてはこれまでに若干の増減はあろうかと思いますが、令和 3 年 5 月末時点において、このうち 40 件が所有者の同意が得られており、38 件がリフォームを終え、現在 36 件が貸家として稼働しております。また、今年度は町内に

家屋を所有する約4,000人を対象に、空き家となった場合の賃貸借へのアンケート調査を実施しているところでございます。

次に、借家住宅での移住希望者はどのくらいあるのかについてでございますが、令和3年5月末時点において、NPO法人なんぶ里山デザイン機構が管理する空き家物件への入居待ちは31世帯79人となっています。

次に、住宅のリフォーム後の入居待ちの空き家の維持管理は誰がどのように対処されているのかについては、現在の空き家借り上げ事業のスキームとして、NPO法人なんぶ里山デザイン機構が空き家の所有者から賃貸借の合意を得てから希望者とのマッチングを行い、そして入居者が決定してから所有者との賃貸借契約を締結してリフォームを実施するという流れになっております。また、入居者の退去が決まると入居待ちをされている方に暫時御案内するなど、効率的な運用に努めている次第です。その上で、次の入居者が決まるまでの期間の維持管理については、NPOの職員等が必要に応じ、風通しや庭の管理等を行っているところでございます。

次に、草木が繁茂し、荒れ放題になっている空き地は野生動物の巣窟と化しているが、野生動物の駆除はどこがすることになるのかとの御質問にお答えをします。

空き家対策については、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成27年5月に全面施行されております。また、南部町空き家等の適正管理に関する条例を平成27年1月1日に施行しています。この法律と条例において、空き家等の所有者等の責務として、所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものとしています。したがって、草木の繁茂や野生動物の巣窟になるなど荒れ放題となってしまうように、所有者等において適切に管理を行っていただく必要がございます。なお、すみ着いてしまった動物がイノシシやタヌキ等で、農作物への被害があるようでしたら行政で対応することになりますが、これ以外の種類によっては、動物愛護の考えから行政が簡単に捕獲できないような実態がございます。

次に、南部町空き家等の適正管理に関する条例による調査状況と指導等の進捗、対処された実績はどうかとの御質問にお答えをいたします。

平成28年度から令和2年度までの5年間で、通報等による現地確認が59件行っています。そのうち助言と指導を行ったものが10件、是正完了したものが8件、現在指導中が2件でございます。なお、是正完了した空き家のうち、老朽危険家屋等解体撤去補助金を交付したものが5件、緊急安全措置を行ったものが3件でございます。様々な事情で老朽危険家屋となり、町民の皆さんに危険が及ぶ可能性が出てきた場合には指導、助言を行ってまいりますが、空き家となる

家屋や空き地は所有者の皆様方の財産でございます。町民の皆様には、人が住めなくなる前に空き家一括借り上げ制度の利用など、私有財産の適切な管理をお願いいたします。

次に、ふれあいバスについて御質問にお答えいたします。初めの、変更されてからまだ間がないが利用状況はどう変わってきたのかについてお答えをいたします。本年４月から運行形態を変更しました北部エリアの黄色のバスについて説明させていただきます。

小学生を除く利用者数は、前年の４月は８４３人、今年４月は４９０人であり、約４２％の減少でございました。利用者の内訳を見ますと、定期券で利用されている方は増えておりますが、定期券をお持ちでない不定期で利用されている方が減少している状況でございます。予約運行へ変更することにより一定の利用者減少は想定しておりましたが、昨年からの各地区、集落で乗り方の変更等について説明をさせていただきました。しかし、昨年度の説明だけで十分であるとは認識していませんので、今後も集落単位で説明をさせていただき、南部町公共交通会議で利用促進計画を策定して、利用者増加につながるよう周知に努めてまいります。現在は新型コロナの感染状況によって集会などに伺えておりませんが、具体的な取組案として、予約運行に慣れていただくために、いきいきサロンや百歳体操の会場に出向いて説明させていただき、買物便や花回廊ツアーなどの仕掛けによって、今後コロナが終息すれば速やかに実施できるように考えております。

次に、利用者の意見や要望などの把握と改善点などを検討されているのかについてお答えをいたします。利用者の皆様からの意見としては、どうやって乗ったらよいのか、電話をかけるのがおっくうだ、または、丸合の滞在時間が短い、運行本数が少ない、通学時の便が混雑してる、運行時間が長いといった意見、要望がある旨を聞いております。今後は、南部町公共交通会議を開催し、委員の意見をお聞きしながら、今いただいている意見、要望を整理して、持続性、地域性、効率性を考慮したダイヤ、経路について検討したいと考えています。

最後に、今後の考えを問うについてお答えをします。町として公共交通を導入できる場所は、交通手段がない、もしくは他の地域と比較して交通手段が弱い、いわゆる交通空白地域においてのみ町への交通体系を活用することができます。一方で、民間事業者の運行状況次第では、町が担う公共交通の形態、地域が変化していくことを意味しています。南部町にあっては、生活支援としての公共交通は欠くことのできない施策だと認識しておりますので、共通課題を抱えている他市町村の施策も参考に、利用者の声に耳を傾け、これからも利用者にとって使いやすい公共交通を目指していきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） ８番、三鴨義文君の再質問を許します。

8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） 御答弁ありがとうございました。いろいろと数字調べていただきまして、ありがとうございます。

私、今回の一般質問のやり方ですけれども、私の耳に町民の皆さんから入った情報、御意見とかを町のほうにお届けして、町のほうがどのように対応されるのかという話を伺っていきたいというような、町民さんの声を投げかけて答弁いただくという格好で、簡潔にいきいたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

まず、空き家対策についてのことですけれども、実はデザイン機構のほうから、私、天萬なんですけど、天萬地区の移住希望者の方が物すごく多くあるんですけども、入居する住宅がないんだということで、問合せもありまして、そのことでそういう希望者の方がいっぱい、何で天萬が希望されるのかよう分かりませんが、ローソンが近い、唯一の、そういうことも関係あるのかなと思いながら、ただ、私の周りに今物すごく空き家がありますのに、入居者の方に応えていけないというところがとても気になりまして、ぜひその辺を進めてもらいたいというふうに思ったから質問をさせてもらっています。

まず、お聞きいたしました空き家の件数ですが、178 件というふうに聞きました。私、平成28 年3 月の数字だようですが、このときかどうか分かりませんが、集落に聞き取り調査があって、A ランクはそのまま使える、B ランクはちょっと手を加えれば使える、C ランクはもうどうしようもないというような、3 ランクの区分をした調査があったというふうに記憶してはいるんですが、この178 っていうのはそういう、もうどうしても住宅として活用できんというC ランクのものも全部含めた、そういった形の数字なんですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。178 件がC ランクを全て含めたものかということでございますけども、現在のところ全て含めたものでございます。平成28 年3 月の実態調査の段階では、132 件の空き家と46 件の空き家に近い状態の家ということで、区別をした集計を行っております。この132 件の空き家というものに対して、三鴨議員の言われたA ランクのすぐ使えるものから、C ランクのちょっと活用が困難というもの全てが入っている状況でございます。現在、あいみ手間山の協議会のほうでは令和元年に空き家調査を独自で実施していただきまして、そのときには42 件の空き家が出てきたというところの資料を頂いて、建設課とも共有をしているところでございます。28 年の状況の手間山のエリアだけを見ると、38 件から42 件に増加している状況がありますし、その中にはかぶっている空き家というものもござ

います。そこら辺も含めて少し今現在、うちで管理をしているそういった情報の更新などをきちんと行っていきたいという具合に考えております。Cランク全てを含んだ数字ということでお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） ありがとうございます。そういうことですね。全ての調査の結果の合計額ということでお聞きしました。そのCランクのものがちょっとどの程度なのか、私、想定できませんけれども、結局A、Bの中で、空き家の所有者の方が貸せてもいいよっていう人と、いざ希望されている人との差があると思います。リフォームができてどうぞっていうところまで行かないもの、空き家はあるけど、すぐちょっと手を加えれば使えるのに貸せていただけないっていうものがあると思います。AでもBでもあると思うんですが、そこら辺、デザイン機構さんも所有者の方と話し合ったりしとられると思うんですが、貸手が出しにくい理由っていうのは、どういうことがあって再利用させてもらえないのかっていうふうに思うんですが、その辺はどういうものが多いんですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。貸手が出しにくい状況というところですけども、先ほどいろんなリストの中から、まず、そもそもその所有者自体にたどり着けない、連絡が取れないというような物件もあります。その中で所有者の方に連絡が取れるような案件で、なおかつ、修繕の費用を大体見込んでいるもので、いけるのかどうかという見積りを取った段階で、いけるかいけないかというような話になるんですけども、そこら辺でやはりちょっと修繕費に多額の費用がかかってしまうというものについては、なかなかデザイン機構のほうからはアプローチができませんし、それから、中の状況によって仏壇の問題があったりだとか、あと、中に残された荷物の量などで、なかなか貸手の方が負担して片づけて貸してくれるというような状況のそういった諸条件で、なかなか状況が合わないというようなものがあるということを聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） リフォーム代が物すごく高いものはなかなか手が出んでしょうけれども、さっきのおっしゃった家具のこと、家の中に残っている。以前もこういう質問が、私がしたのか、どなたがされたんか分かりませんが、どっか預かるっていうか、置き場所を考えてあげるようなことはできないかみたいな話を以前にしたような気がするんですが、仏壇というもののまでできるかどうか分かんないですけども、そういう置場、仮置場っていうか倉庫っていうか、

そういうものを何か提供できる、してあげるっていうようなことは考えられませんか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。倉庫、仮置場みたいなところの話は現在あまり具体的には詰めてはないんですけども、最近では、中の荷物を片づけるための事業所さんなどもかなり多くおられまして、そこら辺で、ある程度の期間は置いときますよだとか、そういったリクエストに応じていただけるような事業者もあるという具合には聞いております。今のところ、議員がおっしゃられた倉庫のほうを確保しながらというところでは、具体的には進んでないという状況でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） いや、よく分かります。簡単に倉庫なんて言ってますけど、現実には、本当にそこまで行政が関わってみたいなお話もあると思いますし、大変だと思います。けれど、何らかの御相談に乗れるようなことがあれば、ぜひ前向きに双方合意ができるようなものを話し合っていたきたいなというふうに思います。

戻りまして、さっきの件数の話で移住希望者の方が31世帯79人という話を聞きました。リフォームが終わっているのが38件というふうにありますけど、リフォームができとって入居可能な住宅が38件あって、希望者の方が31件。それで実際に入っておられるのが36件でしたっけ。ということは2件まだ余裕があるっていうか、38件リフォームで36件入られた、2件あるわけですが、その希望される31世帯の人にその2件は紹介されているのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。現在空いている2件については、移住の相談がある方々には御紹介はしています。していて、物件も見えていただいております。うち1件は今ちょっと大規模な、大きな家屋のために、まだこういった形のリフォームを進めるかというところの調整も行っている最中でして、見てはいただけるんですけども、すぐには御提供できませんよということを申し添えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） ありがとうございます。ぜひ、そういう希望者の方がより多く移住定住してもらって住んでいただけるように、ましてや、空き家が朽ちていくのをじっと見守っていく、見過ごしていくっていうようなことがないように、町長もおっしゃられましたけれども、早いうちに、そういう住めるうちに紹介をかけてリフォームをして、提供をしていただいて、若い人の移住定住で集落が元気になっていくというふうなことを希望しますので、ぜひ進めてもら

いたいというふうに思っています。

次に、その入居のこともありますけれども、一方では、Cランクのもう手を入れても住宅として使えないような、こうした住めない状況の空き家では、庭木も草ももう生い茂って、野生動物の話もしましたけれども、実際にタヌキやイタチや、さすがに私の付近ではイノシシは見ませんけれども、ハクビシンとかってというような凶暴なものまですみ着いておりまして、タヌキなんか昼間に出てきて、私も見たんですが、普通のタヌキの形態と違ってもう毛が抜けて痩せこけて、あら病気だけんってって言われたんですが、そういう野生生物がごそごそ出てくるわけです。そうすると、近所の人は怖いとか気持ちが悪いかって困っておられるんですね。そういう話を聞きます。先ほど町長のお話の中では、そういった野生動物、簡単に行政では手が出せないということでしたが、住民の側でも、国の法律とかもありましてイタチなんか捕っちゃいけないということになってるようでして、これ、困ってるのをどこがどう解決していくのかなってのが聞きたいんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。環境面からいいますと、議員おっしゃられるように、そういう環境が非常に悪いところにすむもの、動物につきまして、駆除といいますか、町民さんの声というのは理解できるんですが、一応、町のほうでは、空き家の条例も環境保全条例も、町民の所有者ということで管理をしていただきたいという具合に定めてはおります。ただ、所有者がおられないとかいうことになりましたら、近所の皆さん、隣近所の方でも町のほうに言っていただきましたら、駆除っていいですか、おりですね、捕まえられる動物のおりをお貸しすることっていうことはできますので、そういうような相談は、町民生活課、または農地とかの関係もありますんで、そういった動物は産業課、そういうところに御相談をいただけたらという具合に思います。

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 所有者の方がそういう駆除をしてくださればいいんですけれども、所有者の方がそこに住んでおられんで、隣の方が草ぼうぼうで困っておられるので、隣の人がその所有者の方を見つけて駆除してくださいってっていうのもなかなかそれは言いにくいところで、やっぱり行政などが出て、所有者の方をきちんと捜して一声、口利いていただくといいかなと思ったりしますが、取りあえず町民生活課のほうに御相談するというところで伺っておきます。

また、こんな話もありまして、空き家はもう住めないけれども、家の前に、庭の敷地に草ぼうぼうになってしまっていて、そこに掘っ建ての倉庫があって、それが屋根なんかはもう傷んでしま

って、雨が降るとその倉庫にしまってあった肥料だとか、そういうものが流れ出して臭いとか危険だとか、いろいろ心配されてる実態もあるわけですし、そういう話を聞きました。そういうのも所有者の方がって基本そうでしょうが、ちょっと調べましたら、町外の会社の名前になっとるようです。ですから、隣で臭いと思われる人がそういうところによようお願いもせんし、電話ようせんわと言って困っておられる。やっぱりこういうことも行政側の先ほど言われました空き家等の、これは敷地も含む、立木含むということですから、相談に乗って調査をされて、所有者の方につながを取っていただくというのがお願いなんですけれども、その辺ぐらいいは関わってもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。先ほどの議員おっしゃられる件につきましては、農薬なのか何なのか、臭いとかそういう公害系なものだという具合に今、お聞きしましたので、そういう話でしたら、町民生活課のほうに言っていただきますと当然、行政的な指導ということで、所有者、事業者のほうに連絡をさせていただくということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。空き家、空き地の管理というところでは、様々な案件っていうのがあると思います。1つ事例で紹介させようと、東西町の地域振興協議会の取組としては、空き地の管理というところで長きにわたって、不在地主さんと連絡の取れるところについては費用弁償をいただきながら、こちらにおられないので、地域の方々に草刈りをしてその費用を頂くというような関わりの中で管理をされているような協議会でありますので、そういった実情で、この程度の空き地の管理だったらこういったやり方があるよっていうような御紹介もさせていただきますし、それから、他の自治体の中では、それぞれその条例を制定する中で管理をしていくというようなところもあります。空き地の環境保全に関するような条例を制定しているような自治体のところも勉強させていただきながら、また町民生活課等と協議しながら検討していきたいという具合に思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） ありがとうございます。ぜひ、そういうふうに対応してもらえたらと思います。

先ほどの東西町の例ですけれども、実際には私の周りでも目についたら、道路のほうにこうかぶってきたら、その家が空き家でも、有志っていうですか、ボランティアっていうか、切ってあ

げたりはしますけれども、なかなかその敷地の中に入ってまでっていうことは入りづらいことがありますので、先ほどのような、町民生活課長のような話で、現地を見てもらってどうだろうっていうことを進めていきたいなと今感じております。

それから、空き家等の適正管理に関する条例の中で、町民の責務というところで、町民はそういう実態を見つけたときには、町のほうに速やかに情報提供するように努めるって書いてありますから、住民は何課に行くのか分かりませんが、町民生活課長は私のほうでってって言われたので、取りあえずこういう実態があるけれどもということを情報提供しますんで、さっき言われたような形で、住民の皆さんの不安を払拭するような対策をぜひよろしく、口添えをお願いしたいというふうに思います。

それと、そういう空き地なんかもよくそういうことがありまして、町外の方が、両方住宅があって真ん中が宅地なんだけれども、ずっと町外の方で維持管理をされていないっていうのがあって、これ、1つのケースでは、区長さんが役場に来て地番から所有者を調べて、その方に連絡して刈ってもらったっていうケースがありました。何か所もそういうことしとったら区長さんも大変だし、さっきから話ししておりますそういう空き地についても対応してもらいたいというふうに思います。

それから、今度空き家じゃなくって、町の施設の話をちょっとさせてもらいたいと思うんですが、これも町民さんの御意見ですけれども、J A 会見支所の下の田んぼの中に下水処理場と公園があるのを、草がぼうぼうで維持管理ができていないということをおっしゃられた方がいます。

このJ A 会見支所の下手にある処理場と公園が隣接してあるの、町長、御存じでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 存じております。公園の管理が適正にできてるかどうかの点検までは私もしておりませんが、公園があること自体は存じ上げております。

○議長（景山 浩君） 8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） また一度公園の入り口からでものぞいてもらったらと思うんですが、本当にこの話、私聞いたときに、自分自身がちょっと耳が痛い話だなというふうに聞きました。たんですけれども、現状見ましたら本当に周りもそうですし、公園というフェンスを張った中っていうのも自分の背丈ぐらいの草があって、どこに石があって、どこに何があるのか分からんような状態でした。それを見られたんだらうなというふうに思いまして、ぜひ、あの公園ももう何十年もそういう状態が続いておりますので、本当にこれからどうしていくのかっていうことをぜひ検討していただきたいと思うんですが、そういう検討に入っていくというふうな方向、出ます

でしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。場所についてもよく分かっていますし、残地の処分
で公園にしたのかどうかということもあると思いますので、公園の機能が私の知ってる限りでは
もう全く機能していない状態でした。石と池のような状態が造ってあったと思います。
横にはトイレ等も完備していますので、何か利用できるような方法はないのか、もし利用がなけ
れば、その次のどう利用していくのかということを含めて今後検討したいと思いますので、よろ
しくお願いします。

○議長（景山 浩君） 8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） ぜひ検討をお願いします。あそこの公園は、下水処理場で浄化し
た水を皆さんに、こんなにきれいな水になりましたってっていうので見てもらうように、処理水
をそこの公園の池に流し込んで見てもらうような、安心してもらうような施設としてあそこに池
を造ったんですが、できた当時は本当にきれいで、ハナショウブを植えたりいろんなカモがおっ
たり、きれいな公園だったんですが、あれよあれよという間にあいうことになってしまってい
ます。絶対これからも維持管理して続けたいけんということで私は思っているわけではありませ
んで、さっき町長が言われたような、その先どうするのかをぜひ検討していただきたいというふ
うに思います。

昨日の朝、ちょっと公園どげんなったのかなと思って見に行きましたら、何と、私が上下水道
室に処理場の公園で草が大きいなっとうでって言われたわってちょっと情報を流しましたら、昨
日の朝には、もうきれいに刈ってありましたですね。建設課長、ありがとうございます。素早
い対応で、取りあえず草刈りが早速してもらえたので。ぜひ、これからも方針が出るまでも放
置されませんように、お願いをしておきます。お礼とお願いです。

ということで、あれこれ空き家のことや環境のことを話しましたが、次に、ふれあいバスにつ
いて話をさせてもらいます。42%の減という話でした。実際そういうふうに定時定路線よりは
減るんだらうなっていう想定はしていましたけれども、結構大きな数字が見えます。実は、私も
まだ1回も乗ったことがありませんで、電話して乗ったことがありませんで、詳しくないのです
けれども、教えてください。御内谷から馬佐良に行く時計回り、反時計回りっていうのが今まで
ループであったと思うんですが、これはもう馬佐良と御内谷がつながっていないっていうことでい
いですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。新たなルートでは、馬佐良と御内谷にはつながってはおりません。以上です。

○議長（景山 浩君） 8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） どうも時間表を見るとそうですね。あそこはつながっていないんだなというふうに見ました。私も電話の応対っていうか、やり取りしたことがないもので、どういう返事が来るのかよう分かりませんが、例えば1つの例を教えてください。御内谷の方がゆうらくに行きたいということがあったときに、今までは時計回りに乗ってくれば行けたと思うんですが、こういった路線が違う場合、御内谷線から馬佐良線に乗り換えてっていうことになるのかと思うんですが、そういう場合は、法勝寺庁舎までなと行っというて、次の馬佐良線の時間が来るまで待って乗り換えていく。電話でゆうらくまで行きたいんですけどってって言っても、その便は法勝寺までですよって言われますよね。その辺のことは、どういうつながりや電話対応をしていただけるものなんですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。基本的には予約センターに電話をして、どこどこに行きたいですよっていうときに、受付の者が、どこから乗られてどこまでという出発地から目的地までを聞かせていただきます。そこで乗換えが必要であった場合は、例えば御内谷から花回廊線に乗って丸合まで出られて、丸合で今度、馬佐良線に何時のが来ますのというような形で御案内をさせていただきます。ただ、やはりそこで若干の速やかな乗り継ぎとかにならないので、そこら辺を理解してもらうためには、もう少し丁寧な説明が集落や御利用される方々に必要なのかなという具合には思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） ということで、黙ってどこからどこまで路線が違った場合には、やっぱり乗り換えするっていうことですよね。そういうことを皆さん本当に御存じなのかなというふうにも思いまして、私も時刻表出してみたんですけど、非常に分かりにくいですね、これ。私、よく理解できませんでした。偶数便がどうで奇数便がどうで、何便までは前日に予約してくださいとか。

私の案ですけど、集落説明会をまたするっていうふうにおっしゃられたんですが、これ、何枚もあるこういうものじゃなくって、どこどこの集落はこの便で近くのバス停留所で待ってくださいますか、一つの分かりやすい時刻表でも作って、チラシみたいな差し上げたら分かりやすいんじゃないかなっていうふうに思って、私が全部を取り出したので、私、ゆうらく行くときは

どげんなあだかや、自分の場合は、みたいなことになったので、その辺もちゃんと、取扱いが変わったわけですから、集落説明会をされるときでもいいですし、おたくの集落ではこういう運行表になりますよっていうふうに、ぜひ時刻表のほうも配慮をしてあげていただきたいと思います。

質問の中で、利用者の方の意見ということも言わせていただきました。いろんな意見も聞いておられると思います。清水川から小学校まで行くのに大回りになったとか、そういう声や、逆に、通学バスを2台で走らせるとかいろんな工夫もされて対応されていると思います。そういう時点ですので、今日この場であんまり詳しいことの説明を求められないし、質問もできません。もうちょっと時間をかけて運行が安定したり皆さんが利用になられた頃に、もう1回改めて状況をお知らせいただきたいと思いますので、私の今日のバスの質問はこれで終わりたいと思います。

町長、先ほどの荒地地とかあの辺のこととか、バスの今後も聞きましたけれども、最後、まとめて一言いただければありがたいですけど。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。空き地の問題については、私も重大な問題だと思っています。

個人の所有権を持ったところに町が税を使ってどこまで入っていくべきなのか、それから、集落の権限というものは、封建的というんですか、社会が許容されてた時代には山の問題であったり、例えば入会の山の権利は外に出たときには放棄して出る、入ったときには権利はもらえないというような、集落という厳しいそういうおきての中で地域を守ってきた歴史があります。しかし、今、民主主義が少しずつ熟成をしてきて、個人の自由の中で法に対する処分を地域が、法といえどもなかなかできない。法、今でいうと民法なわけです。例えば民法もそうなんでしょうけども、登記の問題がありますね。今、大きな問題になって、法制化がされると言われてますけども、誰の土地になってるのかというのが分かれば事の方法もできるんですけども、登記自体もしないということが今、罰則がない状態で野放しになっています。そういうことからして、もう少しこの法律の整備を急がなければ、最終的に地域に住んでいる皆さん、残された皆さんが大きな迷惑を被るというようなことが起きるという具合に思ってます。

町内でも時々課題になりますけども、相続放棄の問題もあります。田舎の家族が残したところを遠くに住む御子弟、または、遠い親戚の皆さんが全員が相続放棄をされる。相続放棄は権利ですので簡単にできますけれども、相続放棄をした後に相続財産管理人というものが生まれなかったときに、永久に相続放棄をされた皆さんが管理責任が生まれます。しかし、その管理責任を追及するということはなかなか、では役場の中でその皆さんに管理責任を追及し続けるということが、今の制度の中では非常に難しい状況になっています。

先ほど三鴨議員が言われましたように、草が繁茂したり野生動物がすみ着いたり、こういうことが今後この南部町の中でもっと露見すると思われます。それに対して私たちがどうやって防いで、暮らす皆さんの安全な生活を守っていくのかというところに対して、もう少し踏み込んだ議論が要るのではないかなと思います。それは、役場が強制をすとかそういうことではなくて、地域の中でのまず話合いというのが大事なんじゃないかなと思います。ぜひ空き家の管理というものに対して、先ほどから議論出てますように、入りたいという方も一定の人数おられますので、ぜひまだ使えるうちにそういう選択肢も考えていただいて、ぜひとも地域の中で負の遺産にならないようにしていただきたいと思ってます。

2つ目に御質問いただきました交通政策についても、時代時代で変化すると思います。今のデマンドのやり方も、これもずっとデマンドがいいと、これで固定してずっといくというものではないと思います。今後、技術革新やいろいろなことを行政でも取り入れながら、住民の皆さんが買物であったり医療であったり、それから今出ました特別養護老人ホームにも行くことであったり、そういうことに不便を感じないような、そういう交通政策に常に転換していくということが求められると思いますので、まずはコロナが明けたら、コロナがもう少し明けたら、地域の皆さんとぜひともデマンドバスの使い方について丁寧に、理解していただきたいと思ってます。前のバスよりも使い方によっては非常に便利になったと思いますけれども、私もあの時刻表を見て、とても理解ができません。1集落集落、丁寧にもう少し対応したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○議員（8番 三鴨 義文君） ありがとうございます。終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、8番、三鴨義文君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をいたします。再開は11時とします。

午前10時43分休憩

午前11時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、6番、長束博信君の質問を許します。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束博信です。私からの一般質問の1つ目の項目は、デジタル推進課についてであります。本年2021年9月に国がデジタル庁を設置することで進めら

れていますが、それに先駆けて南部町では3月議会において、その受皿となるデジタル推進課を設置することになりましたが、広報なんぶや今年のしごとに記載し紹介されていますが、その仕事の詳細や中身について、町民にはなかなか理解できない面があります。そこで、このたび一般質問の機会を得ることができましたので、この質問を通してデジタル推進課が何をするところなのかを町民の皆様になしなりとも理解と周知が進めばと思い、取り上げたところであります。

具体的な質問の第1点目であります。新しく設置したデジタル推進課の行政施策の柱と役割は何でしょうか。改めて具体的に何を行っていくのか、その施策とスケジュールを含めて伺います。

2点目です。現在、各課で取り扱っている町民の情報は、今後デジタル推進課との関係、調整はどうしていくのか、あわせて、国との関係はどのように進むことになるのか。その際、システム的に情報セキュリティーに問題はないか伺います。

次に、2つ目の項目は、教育環境についてです。昨年度、政府においてはGIGAスクール構想を打ち出し、この南部町でも児童生徒一人一人にタブレット1台の使用を準備してきました。県教育委員会では、このGIGAスクールの取組を学びの改革元年と銘打って取り組まれております。昨年から今年にかけて、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で学校の教育環境も大きくさま変わりしたと思います。子供たちと親にも影響と変化があり、新年度が2か月経過した今、この取組について確認をしておきたく取り上げたところです。また、今コロナ禍で注目を浴びている子ども食堂が県東部では多く実施されていますが、西部地区では比較的少ない状況であります。この子ども食堂が法勝寺児童館に続き、この4月から宮前隣保館でも毎週土曜日に、地元女性部の方々の協力の下、実施され、たくさんの児童生徒が利用されていると伺っています。この背景、環境について考えなければいけないのではないかと思います、質問いたします。

具体的質問の第1点目です。タブレット事業の現在の状況はどうでしょうか。

2点目、このGIGAスクール構想の目的と使命は何か。南部町の全体の目標と計画はどのようなことが策定されているのか、伺います。

3点目、タブレット学習の実績は、児童生徒に対してはどのような形で計測し、評価されるのか、また、誰がやるのか、できる子できない子をどうしていくのか、また、この差をどうしていくのか、伺います。

4点目、新年度は4月、5月経過の2か月で始まったばかりであります、この学習における教員の負担はどのように変化したのか、平等な教育の観点から教員のスキルには差異がないようにすべきであります、問題ないか伺います。

5 点目、子ども食堂利用の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。また、この食堂の目的と課題は何か、お伺いします。

6 点目、南部町における学校給食に対する考え方はどのようなものなのか、給食費はどのように推移してきたのか、今後の対応についてどうしていくのか、お伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。見解について御答弁をいただきたく、よろしくお願いをいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、長束議員の御質問にお答えしてまいります。後ほど教育環境についてと、子ども食堂の中でも学校給食に対するものにつきましては教育委員会のほうから答弁し、この問題については子ども食堂の運営を子育て支援課がやっておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

まず、デジタルについて御質問を頂戴いたしました。新しく設置したデジタル推進課の行政施策の柱と役割は何か、改めて具体的に何を行っていくのか、施策とスケジュールを含めて何うの問いにお答えをさせていただきます。

議員の皆さんも御存じのとおり、本年 5 月 19 日にデジタル改革関連六法が公布されました。世界に比べ日本は、かねてからデジタル社会に対する取組が進んでいないことが指摘されていましたが、新型コロナウイルス感染症の対応により、その遅れを顕在化させました。政府においてはデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を定め、デジタルの活用により多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を掲げ、デジタル社会の形成を推し進めているところであり、本年 9 月にはデジタル庁が設置され、その長には内閣総理大臣が当たることとなっています。

本町におきましても本年 3 月議会において南部町課設置条例の一部改正の議決をいただき、4 月 1 日よりデジタル推進課を設置しておりますが、その役割は、町内各課が行う行政事務にデジタルという横串を入れることであり、南部町デジタル化の司令塔としての機能でございます。具体的には、大きく 2 つのミッションがあります。

まず 1 つは、国のデジタル化の動きに決して後れを取ってはならないということでございます。このたびのデジタル改革関連六法では、非常に多岐にわたる分野の整備が進められることとなっており、デジタル・ガバメント、これはデジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、社会問題の解決や経済成長を実現するための改革のことでございますが、この構築を加速していくのは間違いありません。中でも、基幹系 17 業務のシステム標準化と、それに附属、または密接

に関連する 3 1 手続について、ガバメントクラウド、これは政府の情報システムについて共通の基盤、機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のことですが、これを構築し、共通的な基盤機能の整備を行うこととなっています。標準化される基幹系業務とは、住民基本台帳、固定資産税、住民税、国民年金、介護保険など 17 の業務であり、こちらは標準仕様が順次策定され、令和 4 年度から移行を進めていくこととなります。また、これに附属、または連携する 3 1 手続については、今年の夏頃にマイナンバー利用事務系へのオンライン接続に係る標準仕様書が示される予定となっています。

そして、2 つ目は、南部町独自のデジタル社会への対応を推進していくことが必要でございます。現在は町内業務の改善も含め、管理職向けの職員研修を実施したほか、押印の廃止、電子申請の活用、町民生活課における各種手数料の窓口キャッシュレス化を推し進めるとともに、年度内には R P A 化、これはロボティック・プロセス・オートメーションの略語であり、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のことをいいますが、これも年度内に実施を行い、この効果検証を行って他業務への横展開を来年度以降、継続して行っていくこととしております。

また、デジタル機器を搭載したコネクテッドカーによる移動役場の実証実験を今年度から 2 年にわたり行うとともに、高齢者等がデジタル化の動きに取り残されないよう、スマホ教室などの開催も企画してるところでございます。まずは役場業務のデジタル化を進め、将来的には庁舎の要らない役場の実現を目指しておりますが、町民の生活にデジタルを落とし込むということも非常に重要になってまいります。

また、行政サービス、住民生活のデジタル化は全ての者がネットワークとつながっていることが前提となりますが、これに欠かすことができないインフラが高速通信網です。その基盤にあるのが光ファイバー網で、本年 2 月から着手しております。今後の予定としましては、調査設計を 7 月まで行い、並行して今月から局所整備、光ケーブル敷設などの幹線工事を行います。その後、宅内への引込み工事を順次行っていくこととなっております。光ファイバー網の整備をすることにより、家庭や学校、公民館や集会所などの公共施設等で高速通信の W i - F i 環境をつくることが可能となります。各家庭への光ファイバーの引込みを推進するとともに、公共的施設等に W i - F i 環境を整備してまいります。

いずれにしても、本町では国のようにデジタル化に一気にかじを取るのではなく、本町に合った取組を模索しながら住民の利便性を向上させ、業務の効率化により生み出された人的資源を行政サービスへ還元していくことが必要だと考えています。

次に、4月1日付で設置したデジタル推進課は町民にとってどのような存在になるのか、あるいはしようと考えているのかの御質問にお答えをいたします。先ほども申しましたとおり、今後デジタル化は加速度的に進むことは明らかであり、その利便性を享受するためには、スマートフォンなどは必要不可欠なものとなってまいります。そのような中においても、住民を誰一人として取り残さないようにしなければなりません。デジタル推進課の存在は、単にデジタル化を進めるだけではなく、まずは高齢者にも配慮した取組でアナログとデジタルの双方を活用しながら、町民生活へデジタルを落とし込んでいく潤滑油のような役割も担っていかなければなりません。

次に、現在、各課で取り扱っている町民の情報は、今後デジタル推進課との関係調整はどうするのか、国との関係はどのように進むことになるのか、その際システムの情報セキュリティに問題はないかという御質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の情報セキュリティ対策は、2015年の年金機構の情報漏えい事案を受け、三層の対策というセキュリティ強化が図られました。三層の対策とは、ネットワークを住基、これは住民基本台帳でございますけど、住基や税、社会保障などを取り扱うマイナンバー利用事務系、自治体などで利用しているL G W A N接続系、一般の住民が利用しているインターネット接続系の三層に分け、マイナンバー利用事務系は完全分離、L G W A N接続系及びインターネット接続系は分割され無害化処理しないと通信できないこととなりました。これにより情報漏えいなど重要な事故につながる事象は減少しましたが、一方で、ネットワークの分離、分割による自治体の業務効率が低下したことが問題となるばかりではなく、今後のデジタル化社会の形成においても大きな障壁となっているところでございます。そこで政府は具体的な施策として、この三層の対策を見直すとともに、クラウドサービス利用方式に移行することとなりました。議員がおっしゃるとおり、この移行に関してセキュリティ対策への危惧が当然あったことから、国のほうでは幾度となく有識者を交えた検討会を開催した結果、国が標準要件を示し、民間ベンダーがクラウドサービス開発を提供することにより、セキュリティ水準の確保ができるとされております。よって、本デジタル改革におけるセキュリティに関して、国は主導で行うことと承知してるところでございます。なお、各自治体における情報セキュリティポリシーの作成も求められていることから、これは現在デジタル推進課で作成をしてるところでございます。

また、今後の動きに関しましては、デジタル推進課で随時情報を得て、各課に共有するとともにガバメントクラウド上の業務アプリを利用する契約や諸所の調整を行うこととなりますが、他課の取り扱っている個人情報データをデジタル推進課で取り扱うようなことはないことと承知してるところでございます。

次に、子ども食堂について御質問を頂戴しております。

現在、本町には法勝寺子ども食堂、宮前子ども食堂、あまつ子ども食堂の3か所の子ども食堂があります。法勝寺は月1回、30食を上限として、あまつは月1回、10食を上限、宮前は毎週土曜日に100食を上限として運営をされており、今年度の利用実績としましては、法勝寺は4月に19食、5月に22食、計41食。あまつは5月の会が緊急事態宣言発令のため中止となりましたので、4月のみ実施で9食。宮前は4月に4回、209食、5月に5回、329食、計9回、538食を提供しています。

また、この食堂の目的と課題は何かについてでございますが、本町が補助してる子ども食堂は、地域の大人との継続的な交流を通して子供たちに安心安全な居場所を提供し、子供たちの育ちを支えることを目的としています。地域の皆さんの熱意に支えられて運営されておりますので、課題があるとするならば、継続的な担い手の確保と育成であろうと考えています。

その他、GIGAスクールや学校給食については教育長のほうから答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、長束議員の御質問にお答えしてまいります。

本町では、国のGIGAスクール構想によって校内高速ネットワークとタブレット端末の整備を行いました。

まず、1番目のタブレット授業の現在の状況についてお答えしてまいります。

現在、各校においてタブレット端末を活用した授業が展開されるようになってまいりましたが、現時点ではタブレット端末による調べ学習を中心に順次、使い始めているところです。児童生徒はそれぞれ個人のIDとパスワードを持っておりますので、今後は意見の交流、協働的な学び、表現・制作活動や遠隔教育などへと、その活用範囲は広がっていくものと期待しております。

2番目のGIGAスクール構想の目的と使命についてお答えしてまいります。

GIGAスクール構想の目的は、子供たち一人一人に対して個別最適化された創造性を育む教育、情報通信や技術面を含めたICT環境の実現です。具体的には、児童生徒1人1台の学習用端末やクラウド活用を含めたネットワーク環境等の整備を進め、子供たちがICTを使いこなし、自らが見つけた課題を解決するプロセスを共有するなど、学びの広がりを目指すものです。その背景には、昨年度9月定例議会でも申し上げましたとおり、2018年度、PISA調査で明らかになった日本のICT教育の遅れがあります。さらに、SDGsにも示されている誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための教育環境の整備が、その使命であ

ると考えます。

次に、南部町の全体の目標と計画はどのようなことが策定されているのかについてお答えしてまいります。

今年度、端末の利用計画や校内体制の整備についてまとめた南部町G I G Aスクール推進5か年計画を策定いたしました。そこには、タブレット端末活用の年度ごとの達成目標を示しました。例えば、本年度は毎日1回以上、年間200日以上 of 端末活用という数値目標を掲げております。ただ、この数値目標はタブレット端末に触れる機会を増やすことの目安であり、その結果、児童生徒自らが学びに向かう主体性を育むことこそが目標でございます。また、校務分掌にタブレット端末の活用を推進する部門を位置づけたり、学校評価の中にICT教育に関する項目を盛り込んだりするなど、校内体制の整備も含めております。なお、本町で推進を考えると、使い過ぎによる健康被害や誹謗中傷、有害情報へのアクセス等、ネット社会の陰の部分こそ家庭と一緒にになって指導していく重要な要素と考えております。

3番目のタブレット学習の実績はどのような形で計測されるのか、誰がやるのか、できる子できない子をどうしていくのか、また、この格差をどうするのかということについてお答えしてまいります。

タブレット端末を導入した目的は、あくまでも学びの個別化や創造性を育む教育を進めるものでありますが、タブレットの効果的な利活用について教員が授業の中で評価することもあります。その評価は教員だけでなく、児童生徒の自己評価や仲間のよさを見取る総合評価など多面的に行っていく必要があります。また、議員御指摘のとおり、デジタル機器の使用体験の有無や興味、関心によって個人差はあるものの、総じて子供たちのタブレット端末をはじめとする情報機器への適応能力は想像以上のものがあります。ICT支援員を各校に派遣し、各校での教職員研修や実技指導を行うとともに、子供同士の学び合いや教え合いの場面をつくり、どの子にもひとしくタブレット端末等の活用能力を育成するよう努めてまいります。

続いて、この学習における教員の負担の変化についてお答えしてまいります。

これまでもICTを活用した授業は行われてきておりましたが、児童生徒一人一人がタブレット端末を活用することは学習形態の大きな変化と捉えています。したがって、新しい形での教材研究や事前の準備が必要になるなど、教員の負担は一時的に増えることも想定しております。しかし、書籍や資料の選定など、これまで教員が時間をかけて用意してきたことは、タブレット端末の活用により資料の検索から共有まで児童生徒自身が行う形へと、その形態を劇的に変えています。こうした新たな取組による教員の負担の増減があるため、その負担の総量について簡単

に比較することはできません。今の取組の蓄積が今後の業務改善につながるよう、教育委員会としても指導、助言に努めてまいります。

最後に、平等な教育の観点から教員のスキルには差がないようにすべきだが、問題はないかということについてお答えしてまいります。

教員のスキルという点においては、苦手な者から堪能な者まで、そこにも個人差があるのは事実でございます。個人によらず、学校が一つの共同体として子供たちの学びを支えていくべく ICT 支援員を配置し、各校での教職員研修や情報提供、実技指導等、その格差解消に努めているところでございます。タブレット端末に限らず、情報機器は習うより慣れろとも言われていることや、教員より子供たちのほうが使い方のマスターは早いなど、新しい学びのスタイルへの転換期でもあります。教育委員会として、児童生徒の学びを支える教員のスキルアップを図るとともに、児童生徒の学びが豊かになるために整備した情報環境の効果的活用を図っていく所存であります。

続いて、給食のことについてお答えしてまいります。まず、南部町における学校給食の考え方についてお答えします。

学校給食は、昭和 29 年に制定された学校給食法に基づき、教育活動の一環として実施されるものです。学校給食は、栄養のバランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うのに重要な役割を果たしています。また、学校給食に地場産物を活用したり郷土食や行事食を提供したりすることを通して、生産等に関わる方々への感謝の心や地域の文化や伝統を理解する心を養うことにつながると期待をしています。このように、学校給食は子供たちの健やかな成長、望ましい食習慣の形成、食に関する実践力を身につけるのに欠かせないものと考えております。

次に、給食費はどのように推移してきたのかとの御質問にお答えします。

給食費は、南部町が誕生した平成 16 年、1 食単価は小学生 266 円、中学生 315 円でスタートいたしました。町は、旧町時代の補助額を引き継ぎ 13 円を補助し、保護者負担額は小学生 253 円、中学生 302 円といたしました。その後、4 度の引上げを行いました。1 度目は平成 26 年の消費税増税に伴い、小学生で 8 円、中学生で 9 円を引き上げました。そして、平成 28 年、30 年、令和 3 年と、物価高騰等により 3 円、2 円、2 円と順次引上げを行い、現在、1 食当たり小学生は 281 円、中学生は 332 円となっております。このように 1 食単価は小学生 15 円、中学生 17 円引上げとなっておりますが、保護者負担額については皆様の御理解、御協力により増額せず、合併当初の額を維持しております。本町といたしましては、学校給食法に基づ

き、受益者負担の考えにより保護者の皆様に御負担いただきたいと考えております。なお、経済的理由により支援を必要とされる世帯につきましては、就学援助制度を活用いただくことにより実費を給付しております。以上、答弁いたします。

1つ訂正をさせていただきます。

GIGAスクールのタブレットの計画のところですが、私が年間200日と申し上げましたが、200回の間違いでございます。おわびして訂正いたします。

○議長（景山 浩君） 長束博信君の再質問を許します。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 御答弁ありがとうございました。町長、教育長から御答弁いただきましたけど、もう少し再質問したいと思います。

初めのデジタル推進課ですが、私あんまりよく理解できないので、繰り返しの質問になるかもしれませんが、デジタル推進課が、町長、先ほど利便性が不可欠で住民一人一人も取り残せん、こういうようなことをおっしゃいましたけれど、町民にとって本当にその利便性が高まっていくのか、どういう存在になるのかなと、いま少しちょっと深く考えてみたいと思うのですが、年代的にいろいろ、若い方は当然そういう社会になっていくわけですから慣れていくわけです。私どもみたいな、いわゆる高齢に近い方は、どんどん年取っていく方はアナログ人間、いわゆる人間のその方たちがそういう新しい技術についていけない、こういうことが現在起こっていますが、そういうふうに、いわゆる二元的といったらおかしいですけど、先ほど町長がアナログとデジタルと融合させるようなお話でしたけど、具体的にどういう存在にしていけないといけないというふうに考えておられるのか、その辺をもう一度ちょっとお伺いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。デジタルとアナログの使い分けをどう考えているのかという具合にお聞きいたしました。特に欧米諸国の状況を見ますと、いろいろです。よく有名なのは、中国はもう強制的にデジタルに一方的に走って行ってます。高齢者も何もあったもんでありません。しかし、一方でデンマークが非常に今脚光を浴びてまして、デンマークはアナログ、高齢者に対してはどこまでもアナログでいこうと、その線を、はっきりと今私も覚えてませんが、80歳だったと思います。それまでのいわゆる79歳の皆さんには、次のデジタル社会に対して教育機会、スマートフォンの使い方であったり、そういうものに対して徹底的な教育機会を与える。80歳を過ぎた皆さんに対して、キャッシュレスだとかデジタルを使ったものについて強要はしない、選択に任せるという手法を取ってるということが非常に象徴的だなと思って

います。デジタル社会は止めることはできませんけれども、その年代、世代によって対応する方向は、当分の間はアナログとデジタルをうまく使い分けながら行政としてはサービスを提供していかなければならないと思っています。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 分かりました。アナログをしばらくは続けていくと、こういうことですね。

それで、先ほど行政の中で、デジタル推進課がいわゆる業務の横串を入れて司令塔になるというふうにおっしゃいましたが、具体的にどういう業務が、そのデジタル推進課が横串を入れて調整していくのか、いま一つ、ちょっと先ほどの答弁でよく分からないのですが、例えば今の住民台帳の話だとか住民税の話だとか、そういうことをおっしゃっておられました。具体的に、ちょっとよく分からないので、どういう業務がどういうふうにデジタル推進課がその横串、調整、司令塔というふうに果たしていくのか、いま一つちょっと掘り下げて回答いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一番具体的に申し上げますと、例えば南部町のシステムは伯耆町とは非常に近いシステムを使っていますけれども、米子市は全く違ったシステムです。したがって、米子に何かあって南部町の職員がお手伝いすることはできません。こういうまだら模様の関係があります。もちろん島根県なら島根県のシステムがあって、私どもは何のお手伝いもできないのが実態でございます。このシステムを共通仕様によって日本中どこに行っても住基・税システムが同じシステムの上で構築される、こういう動きが一つ生まれます。税も住基も各課全てが運用に対してどこかでその業務に携わっておりますので、その一番の根幹の中をデジタル推進課が取りまとめながら、各課の動向や、さらには住民の皆さんにサービスが行き渡るように調整をしていく係になろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） まだ国の動向が細かいところのスケジュールがはっきりしてないので、まだ推進の部分がよく分からないかもしれませんが、先ほど町長おっしゃいました 17 の業務、基幹的な部分というのと、それに付随する 31 手続ですか、何かそういうことをおっしゃっておりました。それが夏頃には出てくるという話ですけど、結局そういう国の方針が出てこないとな南部町は対応はできないと、こういうことですか。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。今の話ですが、まず、1

7の業務と31の手続というのがありますが、まず31の諸手続というものにつきましてお話ししますと、こちらのほうが8月に標準仕様書というものが定められます。その標準仕様書というものが定められないと、いわゆるクラウドを作成する業者、あるいはアプリを作成する業者もどういった動きをしていいか、どういったものをつくっていいのかが分からないと。いわゆるその標準仕様書には、セキュリティーも込めた全てのものが書いてあるものに恐らくなと思います。そういったものが定まったところで、業者はこういったものをつくりますというところで初めてそのアプリ開発業者と町が契約を行うというような仕組みになっています。そのクラウドを管理していく中で、さっき言った31の諸手続がこの8月頃に定められる。それと17の基幹業務につきましては、こちらは随時定めていって令和7年度には導入が完了するようというふうに国のほうから話を受けているところであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 分かりました。いろいろ細かいところはまた今後、詰めていくということでしょうけど。

それで、先ほど町長がおっしゃいましたデジタル化を推進するのに一番重要な条件といいますか、光ケーブル、2月からやって今、7月までに調査、設計終わって、それから着手するんだということですが、工事の優先順位といいますか、何かそういう優先順位みたいなものがあるんでしょうかね。例えば、病院が急ぎだとか、役場は当然でしょうけど、そういう集落を別にした公共的なところから最初やっていくのか、そうはいいながら幹線をずっとつくっていくのか、この辺の順位づけみたいなものがあるんですか。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。まず、今年度やっている工事につきましては、幹線工事というものになります。こちらのほうは、今うちのほうがNTTとか中国電力に申請書を出してまして、その中で向こうが申請書を見た中で、ここで電柱が足りないよとか、こういったものを設置しないと駄目だよというものを除いて、部分部分で許可が下りてくるということになります。その許可が下りた範囲がある程度の範囲になりますと、そこからうちのほうは工事をしていくことになります。ただ、これはあくまでも幹線工事なので、幹線工事自体、優先順位がというか、早くやったからといって町民の方が早く利益を受けるというものではありません。あくまでも幹線が全て終わった後に、今度引込み工事というのが入ります。恐らくここで、どこを早くするかというところに入りますが、これはまた来年度工事になっているので、今のところは、まだどこからをやっていくというところは定まっていないのが正直なと

ころであります。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） ちょっとお伺いしたいのが、先ほどの 17 のあれと関連するかもしれませんが、よく町長がおっしゃってます S o c i e t y 5.0 という話があります。この南部町と、例えば都会、いわゆる街の大都市に近いようなそういう形態とがちょっと違うんですけど、そういうシステムといいますか、そういうのを考えておられるんでしょうかね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一昔前であれば、南部町が光ファイバーケーブルをつくって南部町独特のシステムをそこで動かして住民の皆さんの高齢者の見守りをするだとか、そういうことが一時期ありました。今から 10 年ちょっと前、たくさんの事業者がそのような売り込みに来たときがありました。今、各企業がセンサー機能を持った電子機器をたくさん作っています。例えば、電子レンジであったりテレビなんかもそうですね。それから掃除機。このセンサーの機能の中で、今まで各家庭の中にはセンサーって 1 つか 2 つしかなかったと言われますけれども、5 年以内に各家庭の中に 1,000 以上のセンサーが入るだろうとまで言われています。例えば、私たちがユニクロ、ユニクロなんて言ってもいいですか、ユニクロで買物をしますと、どんと、こうやってぱっとやるとそのまま品物を買って、料金幾らというのが出てきますし、この近いところでは、その図書館で I C タグが勝手に読み込んで、何の本を借りられましたねということで自動で借りられます。あれも全てセンサーと I C のタグが安くなったということなんだろうと思っています。これから先々の中で、私たちの暮らしの中でそういうものが安くなって、I C とセンサーがたくさんある中で、例えば都会に出ている皆さんが、今、うちのお母さんが 500 キロ離れた鳥取で電子レンジに何か温めを入れただとかトイレを使っただとか、ポットを使ってお茶を入れて今飲んでるんだとか、または遠隔でちょっと顔を見ようかなとか、そういうことが当たり前になる社会はそんなにもう遠いことではないと思っています。そういうことをきちんとよそに負けることなく南部町で提供しようと思うと、やはり光ファイバー網をきちんと整備をして、米子に近いところだったらサービスは何とか受けられるんだけど、あの辺では駄目だということがないように、全地域にこういう高速通信網を網羅をしたいと、このように思っているところでございます。

働き方も、きっと東京でお住まいの方がそのまま南部町に来て働いて、東京本社から給料をもらうという仕掛けもあながち架空の話ではない、そういう社会がもう目の前に来ていると思います。ぜひ、いろいろな可能性を秘めたこういうデジタルの社会ですので、私たちも取り残される

ことなく、また住民の皆さんを取り残すことなく積極的に対応していきたいと思ってるところで
す。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 先ほど、必要な光ケーブルの工事、今年度から着手して来年に整備、幹線引込み工事が来年だというお話でしたけれど、家庭への引込みですか、軒先とかいうお話がありますが、軒先に引き込みする工事についての、いわゆる町民に対しての引き込みする人とししない人が多分出てくると思うんですけど、そういう案内といいますか周知をどういうふうにしていくのか、いつ頃そういうことをやっていくのか、早めに言うのか、あるいは工事が見通しが立ってから言うのかね、この辺やっぱり目指すのであればそれなりの情報発信が必要じゃないかなというふうに思うんですが、そういう計画はあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。まず、今、幹線工事ということで、こちらのほうは区長文書とか協議会の連絡会等でも話はさせてもらってますが、これが一応年内には終わる予定となっています。そこから業者さんのほうに、もう各戸全て回って説明をしてもらう中で、その中にどういったサービスがある、どういった料金体系になる、ここをすると基本、家までの線を引っ張るのはお金はかからないというふうにしてるんですが、そこからプラスアルファのサービスを受けようとしたらこれくらいかかりますよというのは業者が回りますが、それだけではなく、デジタル推進課も一緒に各集落、あるいは協議体単位かもしれませんが、説明会を開催したいとは考えてますけど、ちょっとこのコロナの状況がありますので、一斉に人を集めるのかどうかというのもまたあるので、現在のところは一応各戸、業者回らすだけでなく、デジタル推進課としてもそういった説明会を設けたいというふうには考えております。
以上です。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） いずれにしても、そういう工事のための説明等はやるというふうに理解してよろしいですね。

そうしますと、このデジタル推進に当たっての、いわゆる町民ばかりじゃなくて、事業者の方も多分いろんな利用方法が生じてくるわけなので、そういう、どうすれば利用できるんだろうかと、どうやったら、どういうふうにといたしますかね、そういうデジタル化に伴う利用促進といいますか、その町民や事業者への支援策、何かせっかくそういうのが出るので、デジタル社会に向けて我が家も何か投資をしよう、あるいは事業者であれば、そういうシステムを構築してい

けばいいなと、こういうふうを考えるのが自然だと思うんですが、そういうときにそういう相談窓口といいますか、あるいは支援策といいますかね、そういうのは町として設ける考えはあるのかどうかお伺いしたいです。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。まず、町民への個別の支援というところは、町としてまず行うよりかは、国のほうがどのようなところを見ていくのかというところがまず第一になっていくと思います。今、国がいろいろ設けている補助とかそういったものは、いわゆるデジタルの普及に関するところがほとんどでありますので、今度、具体的なサービスについて、こういったことならこういったものがあるよというのは国の動きを注視していかないといけないとは思っています。その中で漏れるものがあって、南部町ではぜひこれをというものがあれば当然、町独自の補助というのも考えていかなければならないというふうを考えてます。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 町独自でも何か考えが、やってかんといけないというような回答をいただきまして、ありがとうございます。

国が挙げてデジタルを推進しようということですので、いわゆる国レベルで言えば国民に対してですから、そういう支援がやっぱり届くような申入れといいますか、要望を、県を通してでもぜひ行っていただきたいというふうに思いますので、それについてはよろしく願いをいたします。

もう一つ、ちょっと町長も先ほどお話しされましたけど、今回コロナワクチン、コロナのときに始まって、給付金の申請等がございました。ネットで申請だということで、申請できない方がたくさんございました。どうやってやっていいか分からん、私分からんと。いわゆる家にパソコンがない、使ったことがない、こういうこともかなりたくさんおられます。パーセンテージでいうと結構、私が別の関係で調べた感じだと、パソコンを全く使わないのが3人に1人だとか、パソコンが家にないのが5人に1人だとか、こういう数字が出て、一部の調査なので全体というわけにはいきませんが、少なくとも一定数おられるわけです。そうすると、こういう、どういうんでしょう、例えが悪いんですけど、新たな識字問題、昔でいうと勉強できなかったから字が書けないとかこういう識字の問題があったんですけども、今パソコンが使えない、スマートフォンが使えない、新たな識字だと思うんですよ、デジタルの社会になっていけばね。そうしたときに、こういう方を、今町長は一人も取り残さないとおっしゃいましたけれど、現実におられるわ

けですよ。その方たちをどうやっていくのか。最近そういう言葉ができたようです。情報格差だとか、こういう言葉ができたようで、デジタルディバイドとかいうそうですが、深刻なそういう方を生み出さないために、やっぱり今、せっかくスタートするわけですから、あわせて、そういう対策を考えておいていただきたいというふうに私は思うのですが、この辺について町長、何か考えがありますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほどデンマークの例を挙げましたけれども、一定の年齢の方には教育の機会ですそれに、一定の方以上の方にはアナログで対応することを行政サービスとして努めるということが必要だろうと思っています。全部がキャッシュレスの社会の中に入って、役場の業務も全てキャッシュレスだといったときに大きな混乱を、特に80を超えた御高齢の皆さんが受けるようなことがあってはならないと思っています。しかし、先ほども言いましたように、一定の御年齢の方には、機会をぜひ捉えてそれに、対応する能力も身につけていただかなければ、この行政だけの問題ではなくて、いろいろな社会の変動、国全体がそうやって動いていく中でそれに対する学ばないリスクというものも必ずついてまいりますので、その辺りを丁寧に皆さんと話し合っていかなければならないと思っています。まずはマイナンバーカードを今度導入します車両を使って丁寧に説明してまいりますので、マイナンバーカードの普及とともに、そのサービスが国としてどこまで持っていくのかということも含めて、私どもも、もう少し冷静にこの辺りの皆さんにはこんなサービスをしなくちゃいけないなということを、狙いを定めて検討していくことが必要だろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） ぜひその辺はしっかり取り組んでいただきたい。といいますのが、地域の方ではやっぱりいろいろ御相談するわけですよ。まあ、おられるわけですからね、地域の福祉委員さんとか民生委員とか、そういうことを言うんですけれど、そこにこういう、何ちゃうんですか、デジタル社会の話が一緒に入ってくるといいなと私は思うんですが、そういうふうに、アナログと言いましたけれど、そういうきめ細やかな配慮ができればなおいいかなというふうに思いますので、そういう仕組みづくりも含めて、ぜひお願いをしたいなというふうに思う。町民が不利益になるようなことがないように、ぜひお願いをしたいなというふうに思ってます。

ちょっと時間があれですけども、押してますけれど、セキュリティーに関してですが、先ほど町長は、個人情報デジタル推進課では取り扱わないということをおっしゃいました。現にクラウドサービスが安心なのかという、私はちょっと分からないのであれですが、現在、情報が漏れ

たりしておりますね。その辺本当に大丈夫かなという私は心配しております、この辺はどういう見解を持っておられますか。本当に大丈夫なんですかね。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。クラウドに預けられた、いわゆる情報が、これが安心安全に管理できるのかというところですが今、国のほうは標準仕様書を定めるに当たって、そこには高度なセキュリティーレベルを確保するためのセキュリティー専門人材ということを監視機能の役目で配置したりとか、災害時のアクセス集中を想定した負荷分散機能、あるいは暗号化された通信に対する監視機能などなど、やっぱり国としてもここは一番危惧してるところでありますので、そこをしっかりとしたものとして標準仕様書を定めるというふうなことで事を進めているというところでございます。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） ちょっとしつこいかもしれませんが、これは個人情報について漏れることがないというふうに思うんですけど、今度逆に、今までですと個人の了解がないとそういうのをあんまり使っちゃいけんと、こういうことでしたけれど、今後共通化されると全国、変な話、ここの情報が東京でばっと見れるわけですね。そういう利用についての制限といえますか、そういうことはどうなるんですかね。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、本池彰君。

○デジタル推進課長（本池 彰君） デジタル推進課長でございます。このたびのこのデジタル改革の関係で、個人情報の三法がまず統一される、個人情報の三法というのは個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、行政独立法人等個人情報保護法の部分ですが、この個人情報保護法は基本、本人が開示をオーケーとしたら出してもいいですよというものになります。それと別にマイナンバー法というものがあまして、これは特定個人情報と言われるもので、いわゆる番号がひもづいてる情報は本人が同意しても表に出したらいけませんというようなことがあります、そのマイナンバー法第19条には以前からも例外規定が設けられてまして、各省令等に沿って照会をかけた部分については回答してもいいですよということになっています。このたびのデジタル改革法は、新たにそういったものを整理するのではなく、この情報については個人の同意を得たらオーケーですよという仕方、それとマイナンバー法については、これは7月に省令改正が行われると聞いてまして、そこの例外規定にそういったものをいろいろ織り込んで、見れるようにしていくということになります。もちろんクラウドという国のほうが大きなもので管理することに当たっても、非常に高いセキュリティーとかパスワードとか求められることになってくると思い

ますので、そこのほうは国のほうが言ってることを今は信じて、そういったことは一切起こらないというふうな認識であります。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 分かりました。いろいろ策が講じられるということでございます。情報化社会が進展しますとその便利さと危険性が表裏一体なので、併せて利用者、町民も含めて、教育啓発を含めて、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。そういう安心感を与える話もですが、使い方によっては非常に難しいことが起こってくる可能性がありますので、社会的に起こってる話も、町のデジタルを推進するに当たって、併せてそういうことをやれない、やらないようにするというようなこともぜひお願いをしたいなと思っています。

ちょっと時間長くなって申し訳ないんですが、いっぱいしゃべりたいことがあるんですが、次、教育のほうに移りたいと思います。

タブレットの授業は現在やっておられるちゅうことで、今、調べ学習を中心にやっておられるちゅうことですけれど、先ほど児童生徒一人一人が I D とパスワードを持っておられると、これは小学校は小学校、中学校は中学校、これはずっと持ち上がっていくということですか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。一度もらったパスワードは中学校 3 年生まで、義務教育終了まで持ち上がることでございます。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 分かりました。ありがとうございます。

G I G A スクールの構想、目的は、全体目標というのをお聞きしました。今年 5 か年計画を作成されたということですが、この進捗具合をどうされるのか。例えば年度末にやるのか、あるいは上期、下期で進捗具合を見るのか、あるいは 3 学期ありますので学期ごとにやるのか、この辺はどういうふうにされていくんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。年度、それから上期、下期、いろいろ考え方あると思いますが、それも行いながら、やはり日々の取組の評価、それから検証にも当たっていきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） 分かりました。日々、やっていくということでございます。そのまとめが学期末であったり、上期や下期とかそういうことにつながっていくということですか。

分かりました。

それで、そこで今度始まっていくわけですけど、ＩＣＴ。この学校のＩＣＴに、先ほど教育長、専門員というんですか、ＩＣＴ専門員みたいなことをおっしゃいましたが、学校におけるＩＣＴの組織体制はどういう具合になってますか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。今年度より校内体制として、校内に例えばＩＣＴ教育研究部などを、それを位置づけることとしました。それで、校内一丸となって、教員の個々のスキルに左右されず、学校が組織として取り組むような形を整えているところでございます。

○議長（景山 浩君） ６番、長束博信君。

○議員（６番 長束 博信君） 研修部ですか。組織ですから、例えば代表が教育長なのか、校長なのか、専門員はどの位置におるのか、推進員がどうなのか。組織ですが、どういう組織かとお伺いしてるんですけれども、研修部と言われると何かよく分からないんです。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。失礼いたしました。長は、各校ですので学校長を長にいたしまして、ＩＣＴ教育を推進するような委員会を組織して推進をしていくということでございます。そして、先ほど出ておりますＩＣＴ支援員、教育委員会事務局に配置しております。必要に応じて、それから各校の要請に応じて派遣いたしまして、推進について助言をしたりとか、それから一緒に授業をつくってみたりだとか、そういうことをしようと考えていると、今それに取り組んでいるところでございます。

○議長（景山 浩君） ６番、長束博信君。

○議員（６番 長束 博信君） 分かりました。委員会を組織して、その中に教育委員会も入って推進と。分かりました、理解できました。その中にＩＣＴ専門員もおられると、こういうことでございますね。

そうしますと、先ほどデジタル推進課のお話を伺ったんですけど、学校のこのＩＣＴ教育とデジタル推進課がどういうふうにつながって、ほかの課もたくさんあるんですけど、今回教育のほうなので、これどういうふうにつながるといふか関係になるのかなというふうにお伺いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。デジタル推進課ができて、町内の光ファイバー

網が整備される、その中に学校も先ほどあったようにW i - F i等の環境も充実をします。学校のほうは、G I G Aスクール構想によって学校の中のネットワーク化は高速化を図りました、国の事業を使って。でもそこから出た後は国の事業ではないので、この町のネットワーク事業の中でより速くをしていく。それから、教育委員会が持っている様々な業務という部分はデジタル推進課と非常にリンクする部分があるので、学校という場所においては、デジタル推進課と直接ということはあまりないのではないのかな、ただ学校のほうも今、国が先ほどから出ておりますクラウドという、簡単に言えばインターネット上にサーバーがあるということになると思うんですが、そこで情報をやり取りするという部分については学校教育の中でも行われますので、その辺の先ほど町長答弁にありましたセキュリティーポリシーとかは、町のものを準ずるという形でリンクはしていくものというふうに認識しております。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 分かりました。ぜひ前向きないろんなことをやっていただきたいと思います。

先ほど教育長のほうから御答弁で、タブレット学習でできる子できない子、私は質問したんですけれど、I C T支援員を配置して、ちょっと分かりづらい子に対しては手を取りじゃないですけども教えていく、その中で子供同士の児童生徒同士が教え合うということの答弁がございました。非常に私、これいいなというふうに思ったのでぜひ、どういうんでしょう、机ごと、グループごとっていうんですか、ああいうやり方は結構合ってますので、支援員さんのみのこういう関係じゃなくて、子供たち同士の教え合いをぜひやっていただけるとありがたいなというふうに思ってます。これちょっと私も気がつかなかったので、ああそうだなというふうに思いましたので、いろんな学習でそれを取り入れておられるので、それをそのまま移行されるんだなというふうに思ってます。ぜひ、できない子がないようにしていただきたい。というのが、何やっても人には能力差がありますので、必ず出てきます。しかしながら、その差を縮めるといいますか、気軽に話ができる子供たちの雰囲気づくり、こちらのほうに学校として取り組んでいてほしいなというふうに思いますが、言いにくい内気な子はしゃべれませんので、そういう雰囲気をどうやってつくっていくかというのをぜひ構築していただきたいんですが、何かその辺に考えありますでしょうか、方法は。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。このデジタルに関しましては、子供たちも非常におおむねスキルが高いといえますか、よくある学校では、先生方が教える前に、配って1時間

もしたら子供たちはみんな使っていると、先生がやっと昨日勉強したことを教えていても、もう子供は知っているという実態の中で、先ほど議員がおっしゃったように南部町は協同学習という形で班編成をしているんなことをやっておりますので、その中で当然書くことが上手な子もいますし、こういうネットをやるのが上手な子もいます。一緒の場合もありますが、違う場合もあります。走るのが速い子もいればいろんな子がいる。まさにその一つの子供たちの新たな学びのよくできるという部分は、このICTも一つあるんじゃないかな、そんな中で、あ、俺、これは知ってるよ、私ここはできるよという子が教えてくれるということは、子供たち同士の学びも高まるし、教えた側の子もまた新たな気づきがあると。そういう学習に取り組んでいけるように、本町でやっております協同学習というのを小学校でも中学校でも発達段階において取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 非常にいい雰囲気を感じていただきたいと思います。

それで一方、先ほど今先生のお話あったんですが、先生が一生懸命覚えてやってきたのにもう子供たちはさっとやっちゃうと。そこで、その先生のスキルも大事ななというふうに思ってますが、先ほど研修をされるということでしたけれど、スキルの課題で先生の、どういうんでしょう、希望といいますかね、何かそういうのを、負担といいますかね、何かよく分かりませんが、希望とか専門性とか何かそういう先生に、そういう機会といいますか、話し合いといいますか、そういう機会はあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。先生方、確かに答弁の場でも申し上げましたが、当然苦手な職員もいれば得意な職員もいます。学校の中でICT支援員が入っていったら、え、ちょっと俺これ分からない、私分からないよということには答えていますが、子供と一緒に先生方にも得意な教員もおりますので、そういうみんなが一斉に用意ドンで同じようにするのではなくて、得意な先生から授業をやってみて、じゃあここだったらできるなということで授業に展開していく。先生方に私のほうからいつも言っているのは、貴重な高価なものではありませんけれども、使うことを恐れてスイッチ入れることにどきどきするのではなくて、子供たちに自由に使ってみえるような、落としても壊れない仕様になっておりますので、机上のこのぐらいの高さから落としても今回導入したものは壊れないというようなものですので、どんどん使って慣れるというところからやっていただきたいということを常々申しておりますので、あまり先生方が構えてどうしようとかこうしようとかということにならないように、ちょっと試してみる。一つ調べ

物学習をインターネットでやってみるとか、少しみんなが丸かバツかみたいなことをきゅっとこうクリックして数を集約するとか、そういうところから始めて、できる得意な先生方はより自分の教科の教育内容を高めるために使っていく、様々なスタート地点があっているのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6 番 長束 博信君） もう1点、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど、学習用ツールはいろいろあるかと思うんですけど、これ県下、鳥取県全体で共通なものをお使いになっているのかどうかというのと、以前お聞きしたのは「すらら」ですかいね、eラーニングということをお聞きしましたが、今度新しいものをお使いだろうと思うんですけど、国が準備するものもあるかと思うんですけど、鳥取県はどういうことをやって南部町はそのうちどれを使うとかいろいろあるかと思う。統一なものがあるのかどうかというのと、それと、ちょっと先ほどお聞き漏れしたかなと思うんですけども、5 年計画の中に授業のやり方として、最近ニュースなんかで出ますけども遠隔授業とかですね、それから話題になりましたけども、宿題なんかのやり方をタブレットを使ってやるのかどうか、この辺りはどういうふうになっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。ハードを入れてソフトをどうするのかという話だろうというふうに思います。議員御存じのとおり、昨年度はコロナウイルスの感染症拡大に伴い家庭学習ということで、「すらら」というそういうインターネットでeラーニング、要するにネットの中でやり取りをするようなものを入れました。中学校については今年度も県も推奨しておりまして、県の補助をいただきながら町でも中学生においては導入をしてございます。しかしながら小学生には今まで使っておりませんでしたので、そういうものが適当かどうか判断をまだしておりません。それで、今年度についてはよくそういうインターネット系ですと、割と試供というか、お試し期間のようなものがありますので、今そういうもので、各学校の先生方にどういうものを使っていくとよいのかということをしてICT支援員と一緒にやってもらっているというところでございます。国において、そういうものを公のものとしてつくるということは話は聞いたことはございますが、現時点で国がこれは使えるよというものを提供しているということはまだないということですが、教科書会社等が出しているもの、様々無料で利用できるもの等を使っているというところでございます。

○議長（景山 浩君） 6 番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） いろいろこれから検討されると思いますけれど、子供たちにとってぜひいいものを使っていただければと思います。先ほどありましたように、目的、多様な子供たちの能力を残すことなく指導していくということ、資質を伸ばしていくということを目的でございますので、ぜひよろしくお願いします。

最後に、時間がなくなってきました。子ども食堂といいますか、給食についてです。変遷があって、随分値上げ、時代とともに値上げがあっていますが、保護者負担を受益者負担ということできずとやってきてますと、こういうお話です。先ほど、私が子ども食堂のお話をお伺いしたのは、子供たちがこの子ども食堂を利用する背景は何なのかなというふうに私は考えたときに、何かあるんじゃないかな、例えば、子ども食堂を利用している子供たちとの会話の中から、手を差し伸べないといけない子がひょっとしたらいるのかもしれない、こういう背景がひょっとしたらあるのかもしれないというふうに私は思ったりしたもんですから、そういうことをお伺いしてるんですけど。といいますのは、他町ではそういう例がたくさんございます。言動がおかしいなということから、家庭の状況が何か変化していると、こういうことがあったりしているもんですからね。そうすると、子ども食堂のみでなくて、いわゆる横のつながりで、社会福祉協議会なのかどこなのか分かりませんが、そういう手を差し伸べていくっていうふうなことにもつながっていきますので、単なる子ども食堂ということじゃなくて、こういう環境、最近ここで言われているのは子供の貧困ということを言われてますけれど、7人に1人と言われてますんで、相当な率だと思うんですよ。昔はそんなにいなかったんでしょうけど、最近が多いので、この辺りの背景でぜひつかめないかなというふうに思っておりまして、こういう質問をしたんですが、まだこういう例といいますか、お話、子ども食堂を利用している子供さんから、そういうような例はあったのかどうか、嗅ぎつけられた、言葉があれですけど、把握できたような例はないのかどうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。子ども食堂を運営しておられる方のほうから、子供の様子がひどく変わったようだとか、そういった報告をいただいたことは今のところございません。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 分かりました。そうしたら何もないということで、現在のところ。もしそういうことがあるならば、やっぱり情報を入手できるような体制をお願いをしておきます。それで、私、最後のところですが、給食費の問題なんですけれど……。

○議長（景山 浩君） 残り1分になりました。まとめに入ってください。

○議員（6番 長束 博信君） 要望は、給食費を、どういうんでしょう、受益者負担もですが、全額補助にしていけないかという要望です。もう合併以来ずっとやってますが、もうそろそろやってもいいんじゃないですかというふうに。町長は、子育ての環境の充実と人材育成に挑戦するって、町長2期目の就任のときに公約で出しておられるんです。給食費も子育ての環境の一つなものですから、どういうんでしょう、金額が、生活費に困ってる方のみじゃなくて、やっぱり全体一律にこの給食費、もうそろそろやってもいいんじゃないかと、給食費無償にすると、ころ全国たくさんございます。子供庁もつくろうかという、国がこれから頑張ると言ってるわけですから、この支援についても、もう既に先取りして国に申し入れるぐらいな馬力があってほしいなと、私はこう思うんですが、町長、この辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。プライオリティー、優先順位の問題だと思っています。果たして本当に給食費を無償にすることが、この少子化の中で子供たちを産み育て、そして大切に育てていく上でこの無償化が一番重要であるということであれば、これは無償化を進めていかななくてはならないと思っています。その辺りのところの必要性というのを、私はそういう順序ではないんじゃないかと思っています。例えば、保育園でゼロ歳の子供たちがまだ入れないような状態、待機児童が途中で生じるような事態をどう解消していくのかの問題であったり、それから同様に、今3年生まで学校の教材に対して無償化をしています。これについても、果たして給食とこの教材はどんな関係を持たせるべきなのか、いろいろな課題があると思っています。さらには中学生であれば、部活等の問題で、今、西部の大会が全くできないような状態になろうとしています、団体活動が全くできない。その中で、じゃあ行政としてクラブ活動、学校体育を少し置いて、地域スポーツクラブ等をどうやって育成していくのか、これも無償でできるものではないと思っています。こういうような多面的な中で学校給食をどう考えていくのかということと、たろうと思いますし、教育に対しての支援というものをどこにするべきなのかということ、また議会の中でも、そして私どももしっかりと教育委員会と勉強していかなくちゃいけない課題だろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 以上で、長束博信君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩に入ります。再開は1時25分といたします。

午後0時23分休憩

午後１時２５分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、１０番、板井隆君の質問を許します。

１０番、板井隆君。

○議員（１０番 板井 隆君） １０番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告をしております２点について質問をさせていただきますので、御答弁よろしく願いをいたします。

まず、鳥取西部風力発電事業についてであります。３月議会で荊尾議員が同様の質問をされました。この答弁で、平成２９年の環境影響評価配慮書と平成３０年の環境影響評価方法書が事業者から提出があり、県のほうから南部町に対して、施設設置については里地里山保全の見地から反対の意見を出しておられます。同様に、事業実施の予定の３町は、地域住民との合意形成に十分配慮した事業展開を求める旨の意見書でありました。

現状では、町の方針を知らないまま地域住民への事業者からの説明会の開催後、設置予定の地権者と業者の間では既に設置土地の仮賃貸契約を結んだ方もあり、町の対応に逆行した形での契約にとまどっておられる住民さんもおられます。私自身、南さいはく地域に住居しております。関係者の住民の方から相談等を受けましたので、質問をさせていただきました。

今後、風力発電施設事業の進捗に当たり、行政として地域住民への説明と対応を考えているのか、以下６点について伺います。１、現状での事業者とのコンタクトについて。２、業者と地権者や地域への説明や契約進行についてどこまで把握しておられるのか。３点目、地域、地権者への行政への方向性を説明したことがあるのか。４点目、里地里山を守るための町の行政施策について。５点目、事業の進捗に伴う町としての対策について。６点目、風力発電事業に対する町長の考えを改めて伺いたいというふうに思います。

２つ目の質問は、町内農産物販売施設の育成支援についてであります。町内販売所は、高齢化が進む農業生産者の就農意欲の源として農地の保全に多大な役割を果たしていただいております。各施設では、地域の憩いや情報の交換の場として、さらに買物難民の住民の方々の食品調達場所としての役割を果たしておられます。最初にも申し上げました直売所の現状は、会員の高齢化によって農産物の加工品の出店の減少、また会員さんの減少が続いております。結果、商品の内容の魅力が減少しているとも思っております。

そこで、行政として育成支援を図る必要性について伺います。１つ、これまでの育成支援と今後の計画について。２点目、H A C C Pという食品衛生法の改正がこの６月からありました。改

正によってHACCPの導入、食品安全性管理の見える化が義務づけられたわけなんです。この現状について指導や対策を行った経緯があれば、お願いをしたいと思います。3点目、私は過去にこの販売協議会について一般質問をさせていただいております。その折、連絡運営協議会の設置等で情報交換の場を求めたが、今現在の現状について、また今後の対策についてありましたら、御答弁いただきたいというふうに思っております。

壇上からは以上です。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、板井議員からの御質問にお答えしてまいります。

まず初めに、風力発電について御質問を頂戴しました。

まず初めに、事業者とのコンタクト状況についてお答えしてまいります。平成30年に、方法書に対する町意見を提出以来、町に対して事業者からの説明等はなされてこなかったところでございますが、令和2年2月に、事業説明と併せて集落説明を行うための関係区長連絡先の収集に来庁されています。それ以降は、町民生活課が進捗状況を電話等で確認している状況でございます。直近では、今年4月に来庁され、町民生活課職員が対応しており、地元にて丁寧な説明をするよう強く求めたところでございます。

次に、業者と地権者や地域への説明や契約進行について把握しているかとの御質問でございます。先ほど述べましたとおり、説明会等の開催状況については必要に応じ確認しているところでございますが、コロナ禍の状況により説明会開催が進んでいないと聞いております。また契約進行については、さきの議会でも答弁しましたとおり、地上権設定の契約をされている方もあるようでございますが、業者からの詳細な計画が示されていないため、契約されている筆が全体計画のどの程度を占めるのかなど定かではございません。

次に、地域、地権者への行政の方向性を説明したかとの御質問にお答えいたします。これにつきましては、事業が始まり始めた平成30年3月に、配慮書に対する町意見を添付して、関係する区長様と、南さいはく、法勝寺、あいみ富有の里振興協議会長様にお知らせをいたしました。その後、令和2年12月にも改めて関係する12集落の区長様と、その地域の地域振興協議会長様宛てに、平成30年の方法書に対する町意見書の写しを添付し、町の考えをお知らせしております。

次に、里地里山を守るための町の行政施策についてお答えいたします。現在本町では、全町域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、今後も大切な資源として次世代に引き継ぐべく、多面から里地里山事業に取り組んでいるところでございます。一方で、脱炭素

社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用が加速度的に進められており、大規模な発電施設が景観を損ねることや、環境、地形等に与える影響への懸念が増してきています。そのため、本町としましては、環境保全と再生可能エネルギー利用の促進の調和を図るために、令和3年3月に、南部町における再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドラインを制定し、設置区域の抑制、設置基準、住民同意など事業手続の方法、設置後の事業者の責務などを定めたところでございます。

最後に、事業の進捗に伴う町の対策と風力発電事業に対する町長の考えを伺うとの御質問について、併せてお答えをいたします。3月議会でも答弁しましたが、現在、環境影響評価の手続に当たり、現地調査の段階にあると聞いております。この現地調査では、騒音、振動、水環境、風車の影、動植物、生態系、景観、文化財など多くの項目に対して、調査、予測及び評価を行うものでございます。また、この調査結果に基づき準備書が作成されることとなり、その準備書に対し、町としては改めて意見を申し述べることとなります。現時点で、町として地域住民への説明会等の開催は予定しておりませんが、事業者には、同じ集落に複数回の説明を行い、合意形成を図る努力をするよう要望しているところです。

また、風力発電事業に対する町長の考えとしましては、加速する再生可能エネルギー利用と環境保全、この両面の調和を図りながら、冷静に判断をしていく必要があると考えます。また、業者との契約をめぐって、町民が不当な非難や差別、地域を二分するようなことがあってはなりません。今後提出される準備書の内容を精査して、関係町村や県としっかりと連携、協議をしていく必要があるものと考えております。

次に、町内農産物直売施設の育成について御質問を頂戴しました。

初めに、これまでの育成支援、販売支援と今後の計画についてでございます。

議員御存じのとおり、町内には複数の直売所が運営されています。西伯地区では、緑水湖ふれあい市、法勝寺まごころ市があり、めぐみの里と民間の小売店には直売スペースがあります。会見地区では、えんがーの富有、てま里、J A グリーンなんぶ、いこい荘、特産センター野の花に直売スペースが確保されております。

育成支援、販売支援についてですが、これまで各直売所の代表者への聞き取りや施設修繕に要する費用負担など、直売所の運営に関するサポートをさせていただきました。しかしながら、会員数の減少や農産物の生産量の減少など課題となっており、栽培技術研修会の開催や直売所の会員募集の広報などをさせていただきました。農産物直売施設は、町内の地産地消の推進や町内農業者の所得向上や、そして生産意欲向上により遊休農地の増加抑制の一翼を担っていると考えま

す。効果検証や各直売施設との意見交換等を行いながら、将来の在り方を探ってまいりたいと思います。

次に、H A C C P、食品衛生法の改正によって食品安全性管理の見える化が義務づけられた。この状況について指導や対策を行った経緯についてお答えをいたします。

今月 1 日から、食品衛生法改正に伴い、H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理が義務化されました。H A C C P とは国際的な衛生管理手法のことで、食品の安全を脅かす危害要因、例えば食中毒菌など健康被害を起こす原因となるものが混入するリスクを、作業工程の分析をすることで見つけ出し、管理、記録する手法のことです。この H A C C P 義務化により、加工品を製造する方、加工品を売る施設が、それぞれ加工品目ごと、施設ごとに定められた衛生管理計画を作成し、それにより衛生管理を実施し、その記録を保存しなければなりません。本町では、令和 2 年 2 月と 1 2 月に、県の担当者を講師に食品衛生講習会を開催し、食品衛生、食中毒予防、H A C C P 等について直売所など関係者に受講していただきました。今後も引き続き、県の協力を得ながら、講習会による食品衛生等に関する知識習得の機会の提供や、各種申請等の助言を行い、安心安全な加工品の提供ができるよう指導してまいります。

最後に、過去に各販売施設間の連絡協議会の設置で情報交換の場を求めたが、その後の現状についてをお答えいたします。

先ほど述べましたとおり、町内には複数の直売所がありますが、平成 3 0 年 1 月以降、定期的に連絡会を開催することはできておりません。それぞれの直売所の課題など、意見交換や情報交換の場として重要と考えますので、町内全ての直売施設にお声がけをし、今後開催したいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 板井隆君の再質問を許します。

1 0 番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。

そうしますと、順次再質問ということで進めさせていただきたいというふうに思います。

まず、現状での事業者とのコンタクトについて、答弁では 3 0 年度以降、令和 2 年度、それから今年の 4 月ということで、何回かというよりは非常に少ないんですけど、してきているようなんですけど、ただ、あくまでもそれは関係地域に回るための情報収集というふうに答弁では思っただけなんですけど、本当にそれだけだったんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。令和2年の、元年度以降ということで話をさせていただきますと、まず風力事業が、具体的ではないですけど、担当課長も替わりましたこともありまして、担当課も替わりましたということもありまして、改めて事業の中身そのものについての説明ということでもお聞きをしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

そういった中であって、町としての立場というものは、事業者のほうにはちゃんと伝えてあるというふうに理解していいですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。事業者のほうには、県のほうに提出しました意見書、それを当然説明をしております、町のスタンスというものは伝えております。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 分かりました。そうすると、例えば住民の方からこの風力発電の、特に地域の住民の方、また地権者の方も含めて町のほうに相談に来られたということは過去あったのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。課の記録でも町民の方からの直接の相談というのは、記録としてはありません。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 分かりました。なかったということは、業者と直接説明を聞きながら進んでいるっていうふうに理解をさせていただきますけれど、また日本風力エネルギー鳥取西部事務所ですか、そういったところに対して行政側から、例えば説明を要請したということは多分、今の答弁の中ではないと思うんですけど、もう一度確認をさせていただきたい。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。町のほうからは事業者に対しては、集落の皆さんですとか、関係するところには説明をしてくださいということではお話をさせてもらっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

それを基に、これから順次質問をさせてもらおうと思うんですけど、まず、2番目の、事業

者と地権者や地域への説明や、契約進行について把握しているかっていうことについては、情報がなかなかそちらにも入っていないというような答弁だったと思うんですけど、さっきから出ている、平成30年2月にこの風力発電所事業者のほうで環境影響評価方法書っていうのが出され、これが県、そして県を通してこちら町のほうにも、関係4町に来たと思います。このホームページを見ていると、やはり、まだまだ精査が足りない、説明不足であるっていう部分は本当に感じるような状況だったんですけど、その後、ちょっと月は忘れちゃったけど、この南さいはくの地域で説明会があって、そこで、私は出席をしてないんですけど、その関係4町の役員や皆さん方にどれだけの説明をしているかというところの話があったようで、訪問は66回、これ4町ですよ。それから、説明会は16回開催をしているということなんですけれど、やはり、もう一度確認ですが、南部町のほうに来られたという情報は、町としては把握しておられなかったっていうことでよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。個別の集落ごとでは説明会を開催したという情報は持っておりますが、ある程度の地域、広い地域でという説明会については把握はしておりません。伺ってもないです。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

やはり、先ほど答弁でもあったんですけど、まずは、説明会がなかなか開催できなくて大変苦戦をしていますということの報告があったり、それから、やはり集落単位で温度差があるようです。地権者の方と、そして地域住民の方の間にも、やはり乖離があるかもしれないというところを何となく感じているんですけど、ただ、業者のほうとしては十分に、丁寧に説明をして、地域の住民の皆さんの理解と合意を得たいというようなことで説明会が終わったと聞いております。

そこで、その地域の住民の方から、自分としてさっきも壇上で言いました。町の方針もある程度分らないまま、判こを押してしまっている。ただ、これはまだ仮契約っていうことですから、これからいろいろと説明を聞きながら、場合によっては本契約にいかないということもあるのかもしれないけれども、その方からまず、地上権設定について、借地権についてということで話があったんです。私もいろいろと調べてみました。これはちょっと行政の一般事務と離れてしまいますんで、ちょっと私の意見を言ってから町長に感想をちょっと聞きたいなと思うんですけど、特に公共事業になりますと、この地上権設定で公共事業が進んでいくっていうことが多いなって

いうふうに思いました。例えば、砂防をするとき、砂防の固定するところは県とかが土地を買ってしまいますけど、そこに入っていきような管理道路といったものは地上権で使ったり、また道ですとトンネルの中とか、もう一つは、造林公社がやります、南部町もあります、それから町有林もありますけど、そういったものはほとんどが地上権、この地上権を設定しているのは、長年そこを使わなくちゃいけないから地上権設定をする。その地上権設定の利点というものは、その土地を全てを借地をしてしまうと、例えば、今、地上権を結んだ方が、例えばお亡くなりになって財産贈与されたときには、また新しくその方との契約を結ばなくちゃいけない。そのときに例えばその方が、僕やめたって言えば非常に大変なことになってしまうということから、地上権設定を設けたほうがいい。相続等による契約変更、それから賃貸料の下落の不満とか契約拒否による事業への影響、また事務手続が非常に煩雑であるということになってくると思います。そういった考え方から地上権っていうものがあって、特にそういったこと、また中国電力の高圧線にしても、やはりそういったような形で地上権をもって対応しているというふうに思っております。この地上権設定、町長、どうでしょう。その辺の考え方、やり方、今この日本風力発電もそういうような方向でやっているんですけど、そういったやり方については、どういうふうに町長は思われますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。3月議会でもお答えしましたように、民間と民間の方の御契約になりますので、十分注意した御契約と、さらには、私どもが間に入ることはできません、原則。ですから、御心配の向きがあれば、どうぞ行政のほうに、こういう地上権設定なんだけれども、内容が小さな字で読めん、分からんっていうことがあれば、これは第三者としてこういう内容ですということ、私どもで分からないことは弁護士を立てても内容を吟味したお答えはできると思いますが、何分そういうことにも至りませんでした。この場でたしか私も申し上げたつもりです。行政がこの問題にどこまで入り込むのか、契約のことについては限界があるだろうなと、こう思っています。地上権設定については、物権でございますので一定の法規制がかかって、片方にいいこともあれば片方に悪いこともあると思います。ただ、借手のほうに強力な権限が来るということは認識しているところです。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございました。

確かに3月の荊尾議員のときも、弁護士に相談したけれど、町はあまり介入しないほうがいい、そういったことがあれば、ぜひ町のほうへ相談に来てくださいっていう答弁は確かにありました。

ただ、やはりその方から言わせると、分からない、情報が得ることができなかったということに対する地権者の方が、町に対して、また周りの住民の方に対する罪悪感的な感触も持っておられる、そういったところは、業者もそんな自分のマイナスになるようなことは、多分説明としては言っとるかどうかは分からないんですけど、難しい中であっての進んでいる、やはりそのためにも、町としてはちょっとでも情報を流すことは必要ではないのかなっていうふうに思うんですけど、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一定の公共事業であれば、町はその事業主体である国、県と十分に調整しながらやっていく必要があると思いますけれども、公共的でもない民間開発に該当するものです。その民間開発の契約の中に行政が入っていくところの難しさというのは、御推察いただけるんではないかと思っています。あまりにも入り込みますと、これは法的な問題にも入り込んでいきますので、全国の事例を見ても、住民の方からとって、そんなことで行政がいいのかというような対応にならざるを得ないところがあるんだろうなという具合にしています。

私どもは、どこに何ができるのかさえも分からない、図面もない中で、住民の皆さん方にどう、これは心配の向きはないだとか、これは心配ですねっていうようなことも出せない、今現状にあります。そういう中で、住民の皆さんが契約の中で御心配な点があれば、その中の向かおうとしている契約に対して、法の内容、契約の内容について御助言をする、何というんですか、全くフリーな状態でどちらにもとらわれない、これはこういう内容なんですよという説明をする程度が、現在私どもができる対応ではないかと、このようにしています。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） でもね、町長、さっき壇上で言ったように、平成29年とそれから30年、配慮書と方法書が出されていて、それをちゃんともらって、それに対する意見を知事に出しておられますよね。じゃあそれは、町だけの考えであって、知事に出した、それで終わりでよかったんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど申し上げましたとおり、同時に地域の皆さんに南部町としての考え方をお見せしたところでございます。各集落の区長様、関係する振興協議会の代表者の方に答弁しております。先ほど言いましたように、どこに何ができるのかの分からない中で、私たちが思うのは、この地域の中で果たしてそれが将来に与える影響というものを、町としては客観的に、何もない状態ですけども、想定をして、少し今のこの中で、三十数基、

南部町に8基っていうのは非常に与える影響が大きいのではないか。これも、まだ想定なわけですが、位置であったり、どのぐらい尾根を削って物を造っていくのか、さらには南部町の中に何基入るのかも分からない。そういう全く分からない中ですから、町長としては、しっかりとした説明がない中ではああいう答弁にならざるを得ないという、あの回答にならざるを得ないという具合な思いで回答書、意見書を添付したものでございます。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

これについては、もうちょっと後でもう1回、すみませんけど、確認取りたいことがあるのでお願いしたいと思います。

もう1点、同じ住民さんからの質問があったのは、本当に35年、50年後には、あの風力がもし会社がなくなれば、僕らが片づけないけんだっていう質問がありました。それについて私ちょっと、いろんな方に確認を取ったんですけど、発電設備の撤去費用については2018年に廃棄等費用の積立金というものが義務化されたというふうに分かりました。それから2020年には、エネルギー供給強靱化法が成立して、廃棄に必要な積立金を業者が、自分とこの会社が持つのではなくて、電力広域的運営推進機関、OCCTOっていうみたいなんですけど、そこが管理をして、風力発電をやってる事業者は全てそこに加入をして、決められた金額を納めていく。そういった事業者が何かあったときには、そこから撤去費用を出していくっていうようなことになってるようなんです。確実に廃棄費用を確保する環境整備が進んでいるというふうに思っているんですが、町長、御存じでしたか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ガイドラインもそういう想定でしてるところでございます。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

次、3番目になります。地域、地権者への行政の方向性を説明したか。これは先ほど町長が言われたとおりだったと思うんですけど、ただ、さっき言った29年の環境配慮書、それから平成30年、環境評価方法書に対して、環境大臣それから鳥取県知事の意見も町長見られたと、知事が環境大臣に出された意見書等々確認されたと思うんですけど、やはり国、県がそういったような考え方であったのに、町長として風力発電事業の反対の見解を出しておられます。また、関係町村も、伯耆町、江府町、日野町の回答書の内容を見ると、やはり十分な精査をし、説明を

しっかりと、住民との形成合意を得てくれという意見書だったと思うんですけど、さっきの答弁でもありました里地里山、南部町そうかもしれませんが、もう一度町長の考えを聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。里地里山の環境省に指定された中で、同じこの環境省が進める風力エネルギー問題、経産省も関係しますけれども、非常に難しい問題をはらんでいっていると思っています。黙っていても、今後もクリーンなエネルギーを求めながら、何にエネルギーを依存していくかっていうことはもう大事なことです、私どもも無視はできません。同様に、将来の南部町の景観であったり、それから山の荒廃を進めるようなことがあってもならないわけですし、十分な情報がない中では、南部町としては他の市町村に比べたら少し爪先立ったような回答になったかもしれませんが、それは住民の皆さんに対して、南部町が、全町が西日本で唯一、里地里山として評価されたということも含めて、少し声高にちょっと待ってくださいということを言ったつもりでございます。今後、詳細な環境影響の評価内容や、それから、どこに、どんな、どのくらいの度量の掘削が起きてどうするのかというような、もう少し詳細なことがありましたら、それに対する私たちも科学的な判断ができると思いますけれども、まだ何もありませんので、科学的な思いよりも、ちょっと待ってくださいという町や町長の思いが先走ったところがあるかもしれません。その辺の思いというのは御理解いただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。町長の気持ちはよく分かります。ただ、やはり周りの状況や県や国の考え方を見ると、やはりその辺どうだったんだろうというふうに、私個人的に思ったもので、ちょっと町長の考えを再度聞いたところなんですけれど、これから様々な面、法律に沿った対応がなされると思います。今後、町長もさっきから言っておられますように、現地調査の実施、それから予測評価の実施、それから環境保全措置の検討がなされ、準備書が出てきて、最終的に評価書ということで、これが国から、環境省から通れば事業の実施ということで、まだまだしばらくかかっていくし、町のほうにも情報がそれだけまだどんどん出てくるというふうに思いますので、また様々な面で、町のためにどうなのかなってということで、また検討もしていただければというふうに思います。

この里地里山を守る町の行政施策、4番目になりますけれど、これには南部町の環境基本条例というのが平成17年に施行になっております。この第7条と8条を見ますと、第7条が快適な環境の保全及び創造に関する施設の総合的な推進を図るため、環境基本計画を定めるということ

になっております。この定めってというもののあるのかと、内容についてお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。環境基本条例第7条に定めております環境基本計画ですが、本町ではこの計画を現在定めておりません。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） やはりこういうときだからこそ、やっぱりこの辺はもう一度見直しをして、できるだけ早くその対応をしていていただきたいなというふうに思いますし、また第8条については、これまでの町の対応について、事業者が土地の形状を変更する事業の実施の場合、安全で快適な環境に配慮した事業を推進するため適切な指導を行う。指導を行うってなってます。さっきから聞くと、指導的なことも全くなされてないというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほどから何度も申し上げてますとおり、何も出てないわけです。指導というのは、どこの位置に、どういう土質の場所をどのように掘削をして、どのような処理をするのか、それに対して行政のほうは、科学的な根拠があるのかどうか、地盤は安定するのかどうか、将来の風雪、風雨等に耐え得るものかどうか、これを検証して指導するというものだろうと思っています。それが出来ない中で、指導といってもできないわけです。私どもそれが町内で建設される場所に対する経験がありませんので、具体的な図面であったり、立地であったり、それに対する科学的な根拠というものをを見せていただきながら、それに対する指導をしていきたいと今後思っています。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。この風力発電、私も実は賛成なのか反対なのか、正直なところ分かりません。地元の方に聞けば、そんなもん、景観も悪くなるし反対だわっていう方や、いや、それでもな、管理道路ができて、建設道路ができて、山に入っていて、その山を自分たちがそこを使って整備ができる、そういった利点もあるんじゃないのっていう意見もありました。そういったところからすると、本当に進めていいものなのか、やめるべきなのかというのは、私自身としても実は決めかねているところもありますが、やはりそういったところが地域の人にとっては非常に悩ましいところがあるんじゃないかなっていうふうに思ってます。

あとは、やはり原発的な考え方からいけば、やはり温暖化対策を考えたとき、原発はやはり必

要ないものは少なくしていくというのが基本だとは思いますが、その代わりの電気として、やはり確保として再生エネルギーの普及っていうものも大切だなというふうに思っております。この建設をめぐるっては、さっきからも言っておりますように、本当に地元住民の方の間でも摩擦が生じたり、そして、先ほど言いましたように、この判断が、基準が本当に異なっているというのが現状であるというふうに思っております。これから様々な情報が入り、町としても指導していくというふうに町長のほう言われましたんで、ぜひともそういったところ、地元の方、また町民全体の気持ちを様々な面で持っていて、結論を出していただきたいなというふうに思います。

ガイドラインについても、実はもうちょっと詰めたかったんですが、ちょっと時間がもうだんだん少なくなってきました。ガイドラインについては、またしっかりと質問することもあるかもしれません。ただ、1つだけ、ガイドライン、目的、課長、この再生可能エネルギー発電設備の設置に伴うガイドラインってあるんですが、その目的っていうものをちょっと読み上げてもらえませんか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。ガイドラインの目的ですね、このガイドラインは、町内において再生可能エネルギー発電設備の設置等を行おうとする事業者に対し、生活環境、自然環境、歴史文化的資源等の保全の観点から、法令にのっとり自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすること等により、事業者と町民の相互理解の下で再生可能エネルギー利用の円滑な推進が図られるようにすることを目的とする。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。ガイドラインですので、条例ほどの力はないわけなんですけど、やはりそういったところをしっかりと課長としても頭の中に入れておいて、これから業者とも対応をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、町長の最終的な考えを聞きたいと思うんですけども、先ほどからずっと言ってもらっているので、自分の思いを言って終わらせていただきたいと思いますが、これについては、まず、再生可能エネルギーの許可権限というのは経済産業省です、答弁でもありました。これから準備書とか、最終的には評価書が出てくるわけなんですけど、こういった意見を十分に見ていただいて、住民の方々の意見をしっかりと聞き、尊重して反映していただきたいというふうに、まずお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そうしますと、次の……。ちょっとストップしてもらっていいですか、議長、すみません。

○議長（景山 浩君） ストップはできませんので。

○議員（10番 板井 隆君） 残り4分で頑張ります。

町内の農産物の直売施設育成支援なんですけれど、やはり先ほど町長の答弁もありました高齢化、会員さんがどんどん減っていったという現状、また、出てくる農産物もなかなか特徴のあるものができていない、できなくなってきたというふうに思っております。もう一度、販売協議会の育成支援、そしてそれに対する運営会議、協議会、具体的にどのくらいの頃にやってやろうという気を持っていたいただいているのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。運営協議会のほうですけども、今、準備を既に進めております。日程的なものでちょっと決定はしてないんですけども、できる限り早く開催するように御案内をしたいと思っておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。ぜひともお願いしたいと思いますし、願わくば、このコロナが終結した際には、各それぞれの協議会の方々、どっか1か所で、例えばその新しくできたキナルなんぶの前庭のほうでもいいと思うんですけど、そうしたイベントをする、そしてこの販売施設をPRしていく、そういったことによって、多分また、それぞれの販売店のほうも活性化があるんじゃないかなと思いますんで、運営会議プラス活性化になるような提案とか、そういったものも出してほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、HACCPについてです。先ほどの答弁でもありました食品安全性管理への見える化の義務づけ、町長の答弁にもありましたように、生産者ばかりじゃなくて、売る側もそれをしなくちゃいけないということもありますので、そういったところをしっかりとまた伝えてほしいなというふうに思います。やはり年齢的に高齢化の人が多いので、なかなか定着するのに時間がかかると思います。その辺はしつこくしつこく皆さんにそれが当たり前になるようなところまで対応していただければというふうに思います。

今、アスパルも私、さいはく山菜で持っていきますけど、実は漬物類のコーナーがあるんですが、それがほとんど今、空っぽ状態です。というのは、そのHACCPというものがなかなか分からないから出せないから、まだ空っぽ状態。それと、3年後には……。

○議長（景山 浩君） 残り1分になりました。まとめに入ってください。

○議員（10番 板井 隆君） 3年後には営業許可も取らなくちゃいけなくなります。そういったところも順次伝えてもらいながら、疲弊しない農産物の販売所にしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、10番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をします。再開は2時35分とします。

午後2時19分休憩

午後2時35分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、2番、加藤学君の質問を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議長からの許可が下りましたので、壇上からの質問をさせていただきます。

まず1点目、保育行政について、令和2年12月議会で、さくら保育園とつくし保育園の統廃合の問題が浮上しました。予定では、令和3年に基本計画、令和4年に用地取得、令和5年に建設工事、令和6年にオープンとなっていますが、経緯が分かりません。統合問題についてお聞きいたします。保育園の公設民営化により、保育士の待遇をよくする、サービスを多様化するということでしたが、現実には保育士の待遇は悪くなり、サービスは低下しているのではないのでしょうか。公設民営化について問います。

1点目、さくら保育園とつくし保育園を統合することへ至った経緯について説明を求めます。2つ目、統合をする必要性は何でしょうか。3つ目、第41回行財政運営審議会の中で、公がする建設には補助金がないとありますが、今も現状は同じなのでしょうか。4番目、公設民営したことで、保育士の待遇とサービスはどうなったのでしょうか。5点目、さくら保育園の令和3年から開園時間が変更になった理由は何なのでしょうか。6点目、町民の意見を聞く機会を持つべきではないのでしょうか。7番目、統合だけで保育士の待遇はよくなるのでしょうか。8番目、統合問題の再考と保育園運営を公設公営に戻すことを求めるものです。

2点目、町立図書館について。キナルなんぶが5月にオープンしました。法勝寺図書館の開館時間は、平日の火曜日から土曜日までは9時30分から21時まで、日曜、祝日は18時までとなり、平日働いている人にとっては大変利用しやすくなっています。しかし、その一方で、天萬

図書館のほうは、そのまま天萬図書館の開館時間は今までどおり祝日は休館日となっています。

1 点目、なぜ法勝寺図書館では開館時間が変わったのでしょうか。職員の配置は現在どうなっているのでしょうか。天萬図書館と法勝寺図書館で開館時間が異なることは、サービス格差が生じているのではないのでしょうか。天萬図書館の開館時間を法勝寺図書館と一緒にするべきではないのでしょうか。

3 点目、特別障害者手当について、特別障害者手当は、在宅で重度障がい者福祉手当が再編され、福祉手当を受ける資格が20歳以上で、障がいの程度がより重度の人について支給するものであります。この場合、要介護度4、5の人であってももらえる可能性があります。しかし現在、あまり知られておりません。1 点目、現在、南部町内で特別障害者手当を利用している人は何人いらっしゃるのでしょうか。2 番目、その中で、介護認定を受けている人は何人いらっしゃいますのでしょうか。また、介護度は幾らでしょうか。3 番目、特別障害者手当は要介護4、5の人でももらえることがあります、その場合の条件というのは一体どういうものなのでしょうか。4 番目、南部町内で要介護度4、5の方が何人ぐらいいらっしゃり、また在宅介護の人はそのうち何人ぐらいいるか把握されているのでしょうか。5 番目、南部町として特別障害者手当のことをもう少し広くPRするべきではないのでしょうか。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 加藤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、図書館の問題につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をいただきますので、お願いいたします。

それでは、保育行政について御質問頂戴いたしました。まず、さくら保育園とつくし保育園を統合することへ至った経緯について説明を求めるについてでございますが、令和2年12月定例会で板井議員、米澤議員の御質問にお答えしましたように、子ども・子育て会議で保育園の在り方について検討をし、園舎の老朽化や立地、今後の児童数等を総合的に勘案し、さらに防災上の観点から、つくし保育園は移転が必要ではないか、少子化を考慮して統合が必要ではないか、統合を検討するのなら、つくし保育園とさくら保育園ではないかと結論に至ったところでございます。

統合する必要性は何かとお尋ねでございますが、最大の理由は、今後、人口減少社会に突入し、児童人口が減少を続けると見込まれることでございます。児童の発達においては、一定程度以上の集団での生活が必要です。また、児童数に対して必要な保育士数が決まっており、保育士1人で保育できる児童数は、ゼロ歳児は3人、1歳児は4.5人、2歳児は6人、3歳児は20人、

4歳児と5歳児は30人となります。現在の職員数及び児童数で合併した場合は、保育士に1人余裕ができますが、児童数の減少を考慮して、3年後を想定しますと、ゼロ歳児を12人受け入れて保育士を4人割り当てた状態でも、さらに3人余裕が出る計算となります。児童数が少ない保育園を複数運営するということは、保育士不足の課題を抱え続けるということになりますので、児童の発達の保障と保育士の確保の観点から、統合が必要との結論が出されたところでございます。

次に、第41回行財政運営審議会の中で、公がする建設には補助金がないとあるが、今も現状は同じかとの御質問でございますが、国が用意している保育所等の施設整備費交付金は、その事業主体を学校法人または社会福祉法人と定めており、自治体は含まれておらず、その状況は本年度も変わりはありません。

公設民営としたことで保育士の待遇とサービスはどうなったのかとお尋ねですが、これまでもお答えしてまいりましたとおり、町の臨時職員という不安定な雇用から社会福祉法人の正規職員として雇用されたことにより、待遇の改善が図られました。また、保育サービスの向上につきましては、朝と夕方の延長保育の提供が上げられます。

さくら保育園の令和3年から開園時間に変更になった理由は何かという御質問でございますが、さくら保育園の早朝保育は利用実績が少ないため、早朝保育を利用されている保護者と相談した上で、令和3年度からの開園時間を7時30分として園児募集を行ったところです。令和3年度が始まり、保護者の中から、毎日ではないが早朝保育が必要な日があるという声が上がりましたので、必要に応じて早朝保育の対応を行ってるところでございます。

町民の意見を聞く機会は持つべきではないかとお尋ねですが、特に保育園を利用される保護者の皆様の御意見はしっかりとお聞きしていきたいと考えております。

統合だけで保育士の待遇はよくなるのかという御質問については、待遇という言葉の解釈によると思いますが、統合により現場の保育士不足が改善された場合には、働き方に余裕ができ、よい保育につながるものと考えております。

統合問題の再考と保育園運営を公設公営に戻すことを求めるという御意見につきましては、これから迎える人口減少社会にあって、児童の発達を保障し、南部町として必要なサービスを提供し続けるためには、保育所の統合は避けて通れないものと考えますし、現在、公設民営化している保育園を公設公営に戻すことは考えておりません。

特別障害者手当につきましてお答えをいたします。現在、南部町内で特別障害者手当を利用している人は何人いるかという御質問ですが、令和3年3月末現在、特別障害者手当の受給者は2

4 名おられます。

次に、その中で介護認定を受けている人は何人いるか、介護度は幾らかという質問ですが、24 名中 13 名が介護認定を受けておられ、介護度は要介護 2 の方が 2 名、要介護 3 の方が 1 名、要介護 4 の方が 4 名、要介護 5 の方が 6 名おられます。

次に、特別障害者手当は要介護度 4、5 の人でももらえることがあるが、その場合の条件は何かという質問ですが、特別障害者手当は認定基準に該当されれば、要介護認定を受けておられなくても、障害者手帳をお持ちでなくても支給を受けることができます。

次に、南部町内で要介護度 4、5 の人が何人いるか、また在宅介護の人が何人いるか把握しているかという御質問でございます。令和 3 年 3 月末現在で、要介護 4 の人が 99 人、要介護 5 の人が 85 人でございます。また、在宅介護の人では、要介護 4 の人が 26 人、要介護 5 の人が 11 人おられます。

次に、南部町として特別障害者手当のことをもっと P R するべきだという質問でございます。これにつきましては、広報紙やホームページに掲載したいと考えております。特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時、特別の介護を必要とする障がい者に対して手当を支給することにより、障がい者の福祉の向上を図ることを目的としております。支給要件も障がいの種類により多岐にわたります。また、所得要件や医療機関等での専門医による診断書も必要となりますので、在宅で常時、特別の介護を必要とされる方は、福祉事務所にどうぞ御相談いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 町立図書館についてお答えしてまいります。

まず、なぜ法勝寺図書館では開館時間が変わったのかについてでございます。図書館の開館時間につきましては、以前より開館の延長の要望がございました。また、複合施設活用検討委員会でも開館時間の延長の御意見をいただいております。リニューアルした法勝寺図書館は、御存じのとおり、キナルなんぶと同じ空間として整備をされていることなども勘案し、法勝寺図書館の開館時間を延長することとしました。開館時間は、火曜日から土曜日までは午前 9 時 30 分から午後 9 時まで、日曜日、祝日は午前 9 時 30 分から午後 6 時となっております。ただ、職員の事務対応は、火曜日から金曜日は午後 7 時まで、土曜日、日曜日、祝日は午後 6 時までとしています。その後は自動貸出機での貸出しと館内利用のみに限定した開館となります。

次に、職員の配置はどうなっているかについてでございます。資料もお配りしておりますが、

法勝寺図書館は、館長を含めて図書司書 5 名、天萬図書館は館長兼務で実質的には図書司書 3 名、司書補助 1 名を配置しております。

最後に、天萬図書館の開館時間を法勝寺図書館と一緒にできないかとの御質問にお答えいたします。南部町内に 2 つある図書館は、どちらも図書館として十分に活用いただける図書館でございます。今回、キナルなんぶと同じ空間として整備された法勝寺図書館の開館時間を、施設の活用状況に合わせて火曜日から土曜日は午後 9 時までの開館といたしました。開館日や開館時間の違いによって、町内どちらかの図書館が利用できるという幅を広げることができたと認識しておりますので、現状で御理解をください。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君の再質問を許します。

2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 2 番、加藤学です。まず、5 番目のさくら保育園で令和 3 年から開園時間が変更になったということの説明で、相談した上で時間を変更したってということですが、これ納得してもらった上での変更ってということなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） さくら保育園のほうで保護者の方とお話をされて、実際に使っておられる時間が 7 時 20 分以降という時間帯だったので、7 時半からというのは無理ですかという御相談をさせていただいた上で、7 時 30 分からということに変更を同意ができたというふうに聞いております。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 私のほうではそうではない話を聞いたんですけど、預ける時間が 30 分繰り上がってしまったっていうふうに聞いてるんですけども。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 私の聞いている話と、そちらのほうで聞かれてる話が全くかみ合わないというのであれば、何が原因だろうかっていうふうな御回答だけでも結構ですが。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 何が原因かと言われましても、その辺りはちょっと私には分かりかねるんですけども、園長のほうからは保護者とお話をした上で同意をいただいたというふうに聞いております。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） そこがちょっと違うと思います。７時半ぐらいまでに預けてたのが結局８時になったんで、それで出勤時間の絡みで、今ちょっと大変苦労してるっていう話を私、聞いてます。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） ７時半からは受入れをしておりますので、７時半に子供さんを連れてこられていた方については、今まで、令和２年と全く状況としては変わっていないというふうに考えます。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） その辺り、ちょっと話が食い違ってるんで、この質問はここまですとします。

それと、一番最初に戻ります。さくら保育園とつくし保育園の統廃合の問題で、つくし保育園の老朽化、児童数減少、防災、それでつくしをっていうことだったんですけども、これで一緒に合併するのであれば、さくら保育園っていうことが出てきてるんですけども、なぜここでさくら保育園が出てきたんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） １２月にもお答えをしておりますけれども、子ども・子育て会議の中で、子供が減っていくので統合が必要ではないかという話の中で、つくし保育園とさくら保育園と、ひまわり保育園も一緒にしてはどうかという立場でも検討を進めました。ただ、ひまわり保育園まで一緒にしてしまった場合に、ではどこの場所に新しい保育園を造ったときに、保護者皆さんの使い便利がいいかという検討をする上で、非常に保育園の設置場所が難しいということになりまして、下のほうの２園を統合するのが保護者への負担が少ないのではないかとということで、そういった結論になった経緯がございます。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 合併する場合の予算の話っていうのは出てないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 合併した場合、２園を１つにして建てるわけですけども、合併しないで、そのまま現在あるつくしとさくらをそれぞれ建て直した場合、その場合、予算の比較っていう話は出てないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 検討の中では、現地建て替えの場合はどういったことになる

かということももちろん検討をいたしました。ただ、その場合、さくら保育園の場合に、どこに仮設の園舎を建てて、どのようにしたらいいかというところがちょっと敷地的に難しいのではないかと、やはり移転統合というのが環境的にはよいのではないかと結論したところでございます。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） さくら保育園、それからつくし保育園、ひまわり保育園、古い順番から言えば、さくら保育園、その次がひまわりで、それでつくしっていうことになってます。それで本来であれば、その年代からいった場合、さくら保育園が一番最初で、その次、ひまわり保育園をってというのが、老朽順から考えた場合はそういう順番になると思うんですけども、この場合、ひまわり保育園は一体どういう扱いになるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） ひまわり保育園の建て替えの話は出てないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。ひまわり保育園に関しましては、老朽化が進んでいるという話は出るんですが、建て替えという議論には至っておりません。今おっしゃられたさくら保育園、ひまわり保育園、つくし保育園の3園の中では、つくし保育園が一番建設年度は新しいんですけども、傷みが非常に激しくて、今現在でも雨漏りで困っている状況です。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 令和2年度で子ども・子育て会議が4回終わってます。それで、今年度、子ども・子育て会議はいつ頃に何回あるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。令和3年度の子ども・子育て会議の予定は2回としております。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 何月と何月にある予定でしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。今年度の予定としましては、8月あたりと、1月か2月の予定にしております。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 昨年度は４回あって、今年度は２回ですけれども、その場合、陶山町長、今年度で計画を立てるっていうことになってます。８月の子育て会議では一体どういう話をするんでしょうか。４回目の子育て会議では、８月の今年度１回目で、昨年度、令和２年度、４回やった分のあれの総まとめみたいなことをやるっていう、たしかそういうふうな感じになってたんじゃないかと思うんですが。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。子ども・子育て会議という会議ですけれども、施設の利用定員のことであったりとか、支援事業計画が計画どおりに進捗しているかどうかというところを見ていく会議ですので、保育園の計画を立てたりということはちょっと所掌事務の中には入っていないというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 今年度以降はワークショップを形として、今回のこの保育園の統廃合の問題は話を進めていくんだっていうふうになってるんじゃないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。ワークショップを進める、実施していくということにつきましては、子ども・子育て会議の事務ではなく、子育て支援課のほうの事務として実施していきたいというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 陶山町長、今回の統廃合の問題ですけれども、子ども・子育て会議の中で出てきた案を優先的に考える、そういうふうなたしか発言だったと思うんですけど、これは変わりありませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。現在、行財政運営審議会でその運営方法、それから実施に至るまでの課題等について御議論をいただいているところでございます。これで大枠の御承認がいただければ、先ほど課長が言いましたように、住民の皆さんを交えたワークショップ等を開催しながら基本設計に移っていくというような段取りになろうと思っています。

○議長（景山 浩君） ２番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） 今年の２月にあった４回目の子ども・子育て会議で、いろいろな話が出てます。そういった内容は一体どこで、今年の２月にあった子ども・子育て会議までに出てきた内容については、一体どの時点で、どこのセッションが引き継ぐんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町の重要な施策でございますので、または公共投資を必要とするものでございますので、行財政運営審議会でその運営主体、民間ということになりますので、こういうやり方で進めてもいいかどうかを、その運営主体についても私のほうから、ゆうらくが現在、これまで10年間指定管理を携わっていただきました。このゆうらくを最有力候補として、民間の相手として適切かどうかも含めて、行財政運営審議会で今、審議をいただいているところでございます。今月ですね、何回目ですか……（「6月」と呼ぶ者あり）今月の6月に審議会等も予定しておりまして、その審議の中で、十分にこの民営化について御審議をいただけるものという具合に考えております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今年の2月26日の行財政運営審議会の中でも、この問題出てます。その中で、新たに新設する保育園について、民設民営っていう話が出てますけれども、これはどこまでの話なんでしょうか。先ほども私、質問しましたけれども、一番最初に入れた質問の中で、第41回行政運営会の中で公がする建設には補助金がないとあるが、今も現状は同じかっていうことを入れてたんですけれども、これは今も同じであるっていう御回答でした。これ、公、要するに町で建てた場合、補助金がないよっていう話ですよ。それで、一方で、私設にした場合、国から補助金が出ますよっていう話を審議会の中で若干されてるんですけれども、現在新たに建てようとしている保育園、これは私設私営でされる予定なんでしょうか。それともまだそこまで話はないですよっていうことなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。よい保育を望んでいくのであれば合併が望ましい、ここまですが子育て会議の目的です。その合併が望ましいということを受けて、どんな運営の仕方がいいのかということを行財政の観点から、今、審議会にお諮りしているところでございます。運営の提案としては、先ほど答弁しましたように、公設であっては、今、補助金がない、子ども・子育て支援法の成立を受けてから、国の方針が一変しております。したがって、それに対応して民設民営方式で運営をとということで、今、御審議をいただいているところでございます。その相手方についても、10年間の運営をしていただいた、経験の豊富で町内の福祉法人であるゆうらくにお願いをしてはどうかというところまで含めて、今、議論をいただいているところでございます。この追って結論が出たところで今後の基本設計等に着手し、場所の選定であったり、そういうことに進んでいこうと、このようなスケジュール感でございます。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 場所の選定の問題ですけれども、場所の選定についても、三崎のほうがいいのではないかと、東町がいいのではないかとといった意見が、これ子ども・子育て会議のほうで出てると思うんですけれども、この部分は行財政のほうでは、まだ審議はされていないのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。私、副町長も行財政審議会のほうで出席しておりますので、お答えさせていただきます。

行財政審議会のほうでは、まだ場所についてとか、それからどこで建設するのかというような話はしておりません。行財政審議会のほうでは、こういった運営の仕方がいいのかというのを御議論いただくということにしておりますので、場所の選定については行財政委員会のほうでは諮問をしておりません。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） それでは、ひまわり保育園の問題ですけれども、さくら保育園とつくし保育園を合併するっていうふうに決めたときの中の話です。これは行財政運営審議会の中でも出てる話です。ひまわり保育園においては60人がキャパであるけれども、現在30人ぐらいしか使われていない、それで最終的には、今、人口が減っているから最終的には新しくできた新設の保育園のほうに移行する、それからまたさらに、これは子ども・子育てのほうでの話ですけれども、最終的には新園と、現在あるすみれこども園、この2つで最終的には運営していきたいという、こういう話が出てますけれども、これは一体どこまでの話なんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。将来を見定めれば、そういうスタイルで、南部町内2園が将来的な保育園の適正規模になるだろうという、将来の保育施設の推移から考えたものではないかと思っています。今、議論の中では、3園体制を当分続けるべきだという御議論を子ども・子育て会議でいただいたように記憶しております。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） ということは、現状では、2園は統合するけれども、ひまわり保育園のほうはしばらく存続する。ただ、ひまわり保育園のほうは御存じのとおり、これも古い保育園です。これに関しては、建て替えとかっていう話はないのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。子ども・子育て会議、全部私も出てませんけれども、私の記憶では、3園になった場合に、保育園の大きさが200人規模を超えるという御議論があったように記憶しております。これではあまり今の中では大きいのではないかと。しかし将来見定めれば、残念なことなんですけれども、子供の少子化は進んでいく、そうなった場合に、ひまわり保育園の運営というのは今後ともできなくなってしまう、そのときに新たにできた保育園の中で吸収をしつつ、将来的にはすみれ保育園と、新こども園なのか保育園なのか分かりませんが、その2園体制になるだろうというような御議論をいただいたように記憶しております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 確かに陶山町長、1回目だけ出られて、あと2回、3回、4回は欠席されてます。

それと、人数の話ですけれども、すみれが120人、ひまわりが60人、それで新しく新園を120人にするのであれば、この人数で最終的には足るだろうっていう、そういう話もされてます。その場合なんですけれども、もう一度聞きますけれども、ひまわり保育園の建て替えの話はこれから先も審議されないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。保育園に園児が通う限り、安全の確保は重要ですので、安全確保に問題があるような保育園体制をしてはならないと思っています。その場合に、園舎を統一するのか、または今の園を改築して長寿命化させるのかどうかという検討は必要だろうと思っています。現在の子ども・子育て会議の中の御議論では、先ほど申しましたように、あまりにも大きくなってしまいますので、つくしとさくらを合併をし、ひまわりについては修繕をしながら安全な運営をしていく。その間で子供たちの人数は残念ながら減っていくので、吸収されながらすみれと新園の2園体制になるだろうと、このような御議論をいただいたと考えています。そのようにならないのが本当は一番いいんですけれども、そういう規模も含めて、園を造るときには大事なことになりますので、次の新たな園が何人規模の保育園にするのかの辺で、ひまわり保育園のどのぐらいの年数を考えていくのかということもおのずと出てくるだろうと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） それでは、あと、保育士の確保の話ですけれども、前回、3月議会で真壁議員が保育士の待遇の話と、それから公設民営にした場合、ニーズの多様性、これが変わってないんじゃないかっていうことを指摘されてます。私のほうは、保育士の人数の確保の問題なんですけれども、これ統合した場合、先ほど一番最初の回答で、保育士が1人とか、もしくは

は三、四人、統合した場合、余裕ができるっていうふうな説明がなされてます。この場合、あくまでも統合しても保育士の数変わらないっていうことを前提に話されてるみたいなんですけれども、それでいいんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。あくまでも試算でございますので、伯耆の国の職員さんが今の数と変わらなければという前提で計算をしております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 子ども・子育て会議の中でもずっと出てるんですけども、3号認定のゼロ歳児、それから3号認定の1歳から2歳児、これらの保育ができていないというのが指摘されてます。実際のところ、ゼロ歳児の場合、令和2年度ですけれども、見込みが32人、利用希望者数が33人、実績が、認定こども園と保育園で15人、地域型保育事業で8人、それから3号認定で1歳から2歳児、これは見込みが107人に対して利用希望者が105人、認定こども園と保育園で88人、地域型保育事業で16人、どちらも結局足ってないというのが現状です。保育士を増やさないことには、これどうにもならないんじゃないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。保育士については、町の場合ですと会計年度任用職員で採用したいというふうに考えて、求人もずっと出しておりますけれども、なかなか御応募いただけないというのが現状でございます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 子ども・子育て会議の中の4回目の一番最後のところでもこの問題が取り上げられてます。最終的には、3号認定のゼロ歳児の待機状況や保育士が見つからないと言うのは簡単だけど、どのように確保されているのか教えていただきたいという、こういった投げかけがありますけれども、これに関して、結局回答が入っていません。4回、子ども・子育て会議があったんですけども、保育士の確保っていう問題に関しては、結局触れられないまま昨年度終わってます。今年度はこの保育士の問題、それから3号認定の保育の問題、これ含めてどういうふうに考えられてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。確におっしゃるとおり、保育士の問題というのは、非常に難しい課題がございます。それは、将来的に子供の数がどんどん増えていく前提であれば、これは職員数を一定確保しながら増やしていくということは、もちろん考えていく必要があると

思っています。課題は今後の保育士の数や、子供の数の問題です。それともう一つは、ゼロ歳、1歳、2歳のニーズが非常に大きいことが原因でこの問題が発生しているということです。加藤議員も御存じだと思いますけども、卒園式に行くたびに、やはり本当に寂しくなったなど、もう本当に姿が一変をしています。そういう中で、ゼロ歳、1歳のこの子供たちの保育をどう担保していくのかということになると思います。近隣の市町村も小規模保育園でカバーしたり、そういう対応を進めているところだという具合に聞いています。

今回、南部町でも保育士の募集をしていますけれども、これに対してもなかなか十分な受験者というのものも、町に対してもありません。今後、試験があるところでどういう採用になるのかは、これはまた分かりませんが、保育士の確保には、今後ともゆうらくも含めてしっかりとした対応をしていかなくちゃいけないと思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） あともう一つ、ベアーズの問題ですけれども、ベアーズは令和3年度までの契約だったと思うんですけれども、ベアーズは令和4年度以降は一体どういう予定なんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。御存じのとおり、ベアーズをお願いしたのは、次の保育園、それから、めどが立つまでのつなぎとしてお願いをしているところでございます。現在、基本設計であったり、今、議論してますこういう状態でございますので、当分の間はベアーズにお願いせざるを得ないかと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 去年の12月の子ども・子育て会議の中では、ベアーズは3年までの予定であるけれども、J O C Aが温泉施設と同時に小規模保育園を造るので、それが遅れるので、令和4年度以降もベアーズでっていうような話が出てるんですけれども、これ、ベアーズを当初の予定は令和3年度、今年度までの予定だったのが、J O C Aのほうが遅れたために、それでまだ引き延ばすっていうような、どうもそういう発言なんですけれども、これJ O C Aさんのほうで小規模保育園を温泉施設の中に造るっていうのが前提で話が進んでるみたいなんですけど、これ一体どういう話なんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。現在、補助申請が終わって、7月着工に向けて準備されてますけれども、第2期工事になります、これが。第3期工事以降に、先ほど言われました

ような小規模保育園の計画がありました。これについて、まだする、しないという決定はいただいていませんけれども、計画はあるという具合に思っています。将来、今後このJ O C Aの保育園のほうに軸足を定めたほうがいいのか、それとも将来的には、新園ですね、今度2つを合併する保育園のほうに、小規模で本来確保するだけの児童数が確保できるかどうか、そういうことも含めながら、広範に保育園の運営について考えていきたい、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） では、今年度中に保育行政の方針、それから設計を立てるっていうことだったんですけれども、今の予定としては、さくら保育園とつくし保育園を合併してどこかに建てる、場所としては三崎とか東町とかっていう名前が上がってますけれども、あと、里地里山を有効して山のほうにとかっていう、そういう話も出てみたいですしけれども、ひとまずそういうので進むっていうのと、それからひまわり保育園に関しては、現状、修繕とかをしながら、まだ現状維持で残していく、それからベアーズに関しては、J O C Aさんがやるであろう小規模保育園、これのめどが立つまではひとまずベアーズさんは使っていく、大体こういったような話でよろしいんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 今までの町長の答弁など総合しますと、加藤議員のおっしゃるとおりかと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） お二人でなすりつけ合いはしないように。

図書館の問題ですけれども、一番最初に言いましたけれども、キナルなんぶになって開館時間が長くなって、それで大変いい、喜ばしい、大変利用しやすくなったっていう話、大変聞いております。ただ、会見のほうに住んでる人で、それで図書館を利用する場合、どうしても天萬図書館を使う場合であれば、もう時間が遅いんで使えない、ただ、こっちのキナルなんぶまで行くのはちょっと遠いよねっていうのがそもその話です。それとあと、図書館が同じ町内に2つあるのにもかかわらず、片方は9時までやって、片方は18時で終わる、これはちょっとサービスに差があるんじゃないかと思うんですけれども、これいかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。教育長答弁でもありましたけども、キナルなんぶがオープンしたということがありますけども、そちらのキナルなんぶと法勝寺図書館が空間一体的というふうなことでなっておりますので、6時で閉めましたら、開館時間が長いキナルなんぶと

してはちょっと一体感がうせるという部分もありますので、一体的なことを考えまして、時間のほうを変更させていただいております。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 加藤です。一番最初の回答で、時間的な話でしたけれども、19 時以降は自動の機械を使ってるっていうことだったんですけれども、天萬図書館でもこれを導入すれば可能になるんじゃないでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。自動貸出機ですけども、天萬庁舎のほうにもございます。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 平日、遅い時間まで使っていないっていうのは、天萬庁舎の場合、もしかして鍵がかかるからとか、そういう理由なんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。天萬図書館の場合ですと、玄関というところが2 つみたいな格好で閉まるというところありますし、キナルなんぶのほうの法勝寺図書館ではもう空間一体というところがございます。セキュリティーゲートというところもありますので、その辺の考慮もあるかと思います。

○議長（景山 浩君） 2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） これ大山町ですけども、大山町の場合、図書館が4 つあるんですけれども、これ大山町の場合、3 町が合併した絡みがあって、それでそれぞれの図書館の特色がそのまま残ってるっていうのがあるからなんですけれども、大山分館っていうのがありまして、こちらの場合は、火曜から日曜日までが8 時30 分から22 時までっていう時間を設けてます。ほかのところは、名和分館も火曜日から日曜日まで8 時30 分から22 時まで。もしかしたら大山町の場合、米子市に通われてる方が戻ってこられる時間がさらに遅くなるからとかっていう、そういうのがあるのかなっていうふうにも思うんですけれども、天萬庁舎のほうでもぜひもう少し時間を延ばすっていうのを検討していただきたい。以前、大人の夜の図書館とかっていって、夜の開館とかっていうのを試験的に何回かされてると思うんですけれども、現在のキナルなんぶのほうの図書館、夜の開館時間が延びたんで大変使いやすくなってます。天萬庁舎のほうでもぜひ考えていただきたいと思います。

それと、特別障害者手当の問題です。現在、南部町で特別障害者手当を利用されている方が2

4人、それからそのうち介護認定の方が13人おられるということです。それとあと、現在南部町内で要介護度4の方が499人、5の方が585人ですか、先ほど言われたのが。それで、そのうち在宅の方が、4の方が26人、5の方が11人っていうふうに言われてます。これ、全国的な数字ですけれども、現在、介護保険の要介護4、5の方、大体これが全国で142万人って言われてます。それで、特別障害者手当の受給者の方は12万6,237人、11月末現在ですけれども、約10分の1の方が現在利用されているっていうか、10分の1の方しか利用されていないっていうのが現状です。

先ほど資料で要介護度4、5の方、それ以外の方でどういった方がもらえるのかっていう資料をもらったんですけれども、ちょっと内容について、表示があんまりにも少ないので、私のほうからちょっと簡単に読み上げますけれども、まず、腕や足が不自由な方、これ肢体不自由の障がいっていうふうな言い方するんですけれども、この中で、両手が不自由な方、両足が不自由な方、それから体幹が不自由な方、これらのうち、あと日常生活の評価点っていうやり方があって、この中の点数で出すんですけれども、これが実に単純なものです。タオルを絞り切れない、正座、横座り、あぐら、足投げの座ることができない、それから立ち上がれない、それから片足立ちができない、階段が上り下りできない、閉じひもを結ぶことができない、それからワイシャツを、首シャツですね、これを着て脱ぐことができない、ワイシャツのボタンを留めることができない。それで、これ秒数の決まりがあるんですけれども、ワイシャツの場合1分以内、それから閉じひもについては10秒、かぶりシャツについても1分以内にできる、できない、こういったような評価があって、それぞれで最終的には要介護度4、5の方でももらえるっていう基準があります。これ大変いい制度で、そもそも障がい者手当ができる前からあるものですから、障害者手帳のことはもちろん要りませんし、お医者さん、これ普通のお医者さんでも構わないんですけれども、それぞれのお医者さんに診てもらって、それで判断してもらおうっていう、こういった大変簡単な内容になってます。

ただ、現在、南部町では、先ほど出ましたけれども、4の方が99人、5の方が85人、私1つ数字間違えて言っていました。全体で200人ちょっと切るぐらいの方がいらっしゃると思うんですけれども、こういった方の中で、さらに在宅の方が26人と11人、全体で37人ですか、こういった方の中、掘り起こしっていうか、多分御存じないので申請されてないっていう方がいるんじゃないかと思うんですけれども、ぜひこういった方、掘り起こしていただいて、ぜひこの特別障害者手当、これもう少し普及していただきたいと思います。

ちょっと時間が余りましたが、最後に、先月の3月議会で水道料金のことまた質問しますっ

て言いましたけれども、一応前回の3月議会でひとまず中止させていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（景山 浩君） 以上で、2番、加藤学君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日15日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時36分散会
